

榛東村公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月

榛 東 村

目次

第1章	本計画の位置づけ	1
1.	本計画策定の背景・目的	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画期間	2
4.	計画の構成	2
5.	対象とする施設・定義	2
第2章	榛東村を取り巻く概況	3
1.	位置・面積	3
2.	人口の推移	4
3.	産業の推移	8
4.	財政状況	10
第3章	公共施設等の現況	22
1.	建築物の現況	22
2.	インフラ施設の現況	26
第4章	中長期的な財政見通しと更新費用	30
1.	試算条件	30
2.	公共建築物の年度別大規模修繕と更新費用	32
3.	インフラ施設の年度別更新費用	33
4.	公共建築物＋インフラ施設の年度別更新費用	34
第5章	現況や課題に対する基本認識	35
1.	人口減少及び少子高齢化による公共施設に対するニーズの変化	35
2.	公共施設等にかかる財源の減少	35
3.	公共施設等の老朽化と更新費用等の増加	35
第6章	公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	36
1.	公共建築物の管理に関する基本的な方針	36
2.	主な施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	40
第7章	インフラ施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	46
1.	インフラ施設の管理に関する基本的な方針	46
2.	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	47
第8章	推進方策	48
1.	計画期間における管理目標	48
2.	フォローアップの実施方針	48
3.	予算の平準化に関する検討	49
4.	個別計画策定の推進	49
資料編		
1.	榛東村公共施設一覧	1
2.	公共施設等修繕・更新費用推計結果	6

第1章 本計画の位置づけ

1. 本計画策定の背景・目的

近年、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造及び住民ニーズの変化や、それによる公共施設等の利用需要の変化が予想されることに加え、公共施設の老朽化による施設の大量更新時代の到来など、自治体における行財政運営はこれまで以上に知恵と工夫が必要とされています。

本村においても、こうした時代背景を踏まえ、多様な地域課題と多角的な行政需要に機敏に対応しつつ、経営的な視点に立った、より効率的な行財政運営が求められています。

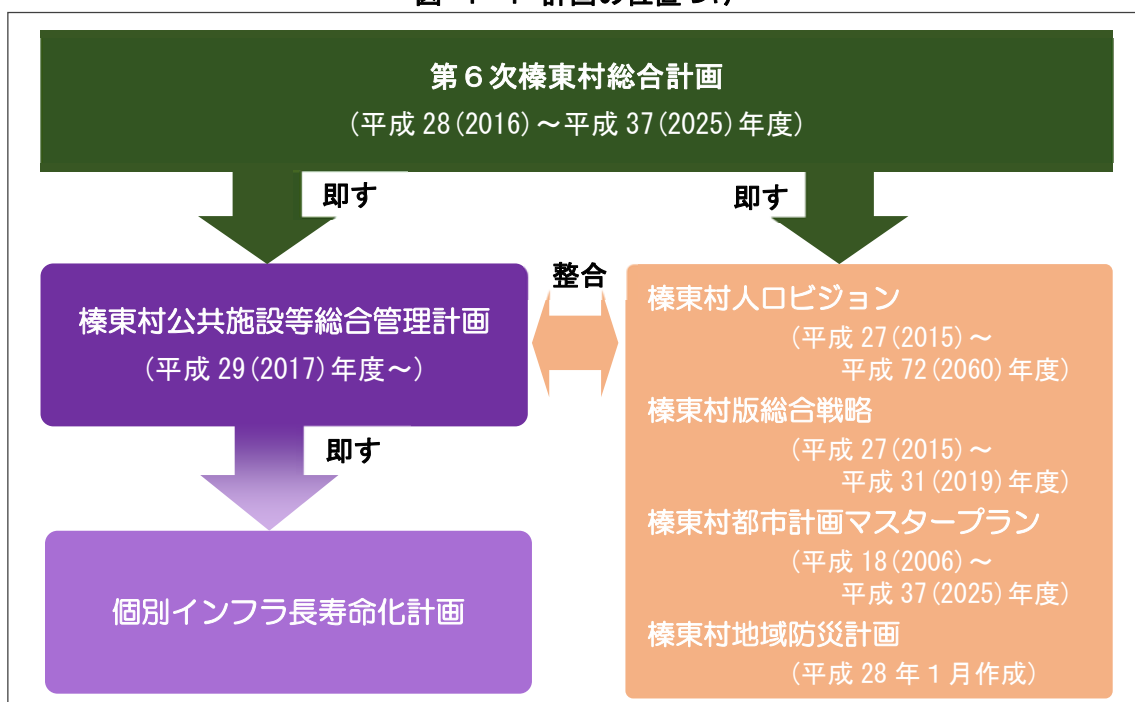
特に公共施設に関しては、前述のとおり、今後の大量更新時代を迎えるにあたって、限られた財源と各施設の重要性等を考慮した慎重かつ効果的な維持管理・運営が必要とされています。

そのため、本村では、今後のスムーズな行財政運営の推進を念頭に、今後の公共施設の在り方等の方針を定めた「榛東村公共施設等総合管理計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本村の上位計画である「第6次榛東村総合計画」の基本理念のもと、「榛東村人口ビジョン」、「榛東村版総合戦略」、「榛東村都市計画マスタープラン」等と連動した計画とします。また、橋りょう長寿命化計画など、個別インフラにおいては、本計画を上位計画と位置づけ、本計画との整合を図ることとします。

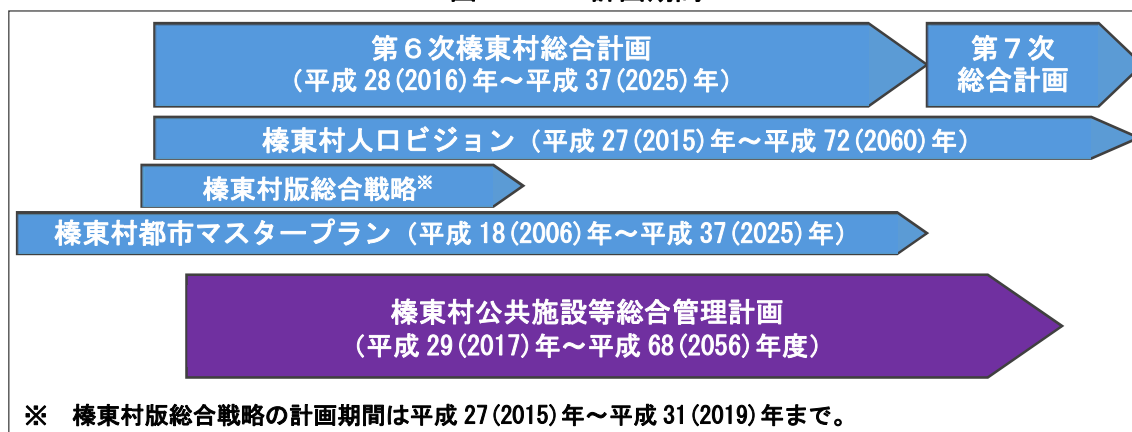
図 1-1 計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画は、平成 68 (2056) 年度までの 40 年間を計画期間として設定し、本村を取り巻く社会情勢や、国の施策等の推進状況等を踏まえ、適宜見直しを図ります。

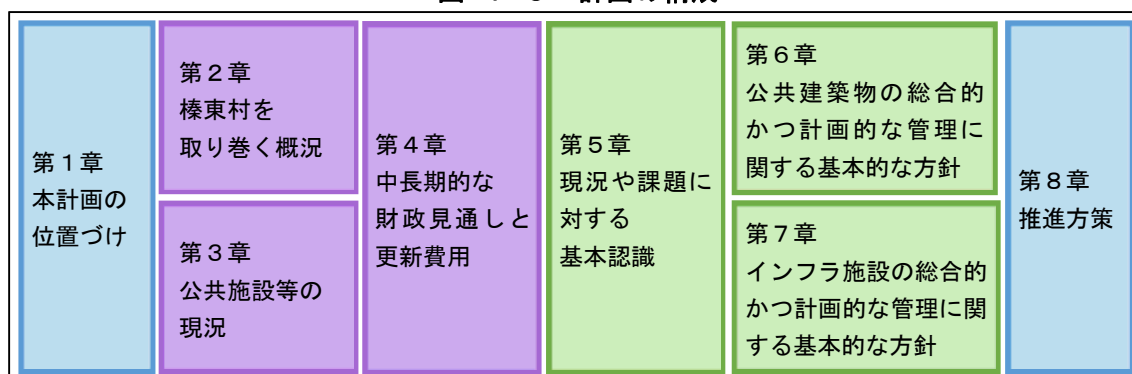
図 1-2 計画期間



4. 計画の構成

本計画は、現在の公共施設の管理・運営状況等を整理したのち、公共施設のマネジメント上の課題を抽出し、公共施設の今後の適切な管理に向けた基本的な内容を整理したものです。

図 1-3 計画の構成



5. 対象とする施設・定義

本計画は、以下の公共建築物及びインフラ施設を対象とします。

表 1-1 対象とする公共施設

建築物	インフラ施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政系施設 ・ 社会教育系施設 ・ 学校教育系施設 ・ 保健福祉施設 ・ スポーツ・レクリエーション系施設 ・ その他施設（農畜産物処理加工施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋りょう、公園、上下水道施設 <p>※公園内の建物や管きょ以外の上下水道施設（= 躯体施設等）は、建築物に含まれます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民文化系施設 ・ 産業系施設 ・ 子育て支援施設 ・ 村営住宅 	

第2章 榛東村を取り巻く概況

1. 位置・面積

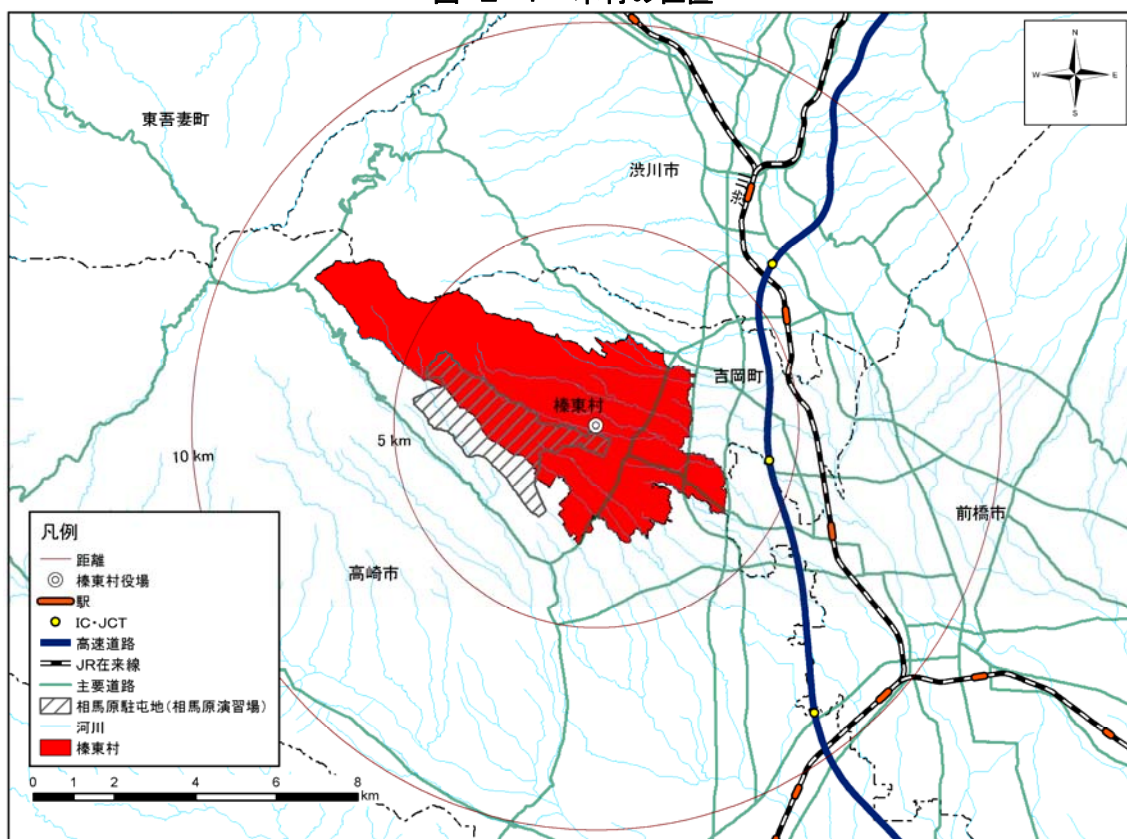
本村は、群馬県のほぼ中央にあり、榛名山の東麓に広がる都市近郊農村地域です。

東西 10km、南北 4.5km の細長形状をしており、東は前橋市、南西は高崎市、北は渋川市及び吉岡町に接しています。

また、榛名山の山麓にそって村全体が東南東に向かって傾斜しており、南東部の平坦地に耕地・人家が集中しています。中央部西側には、陸上自衛隊の相馬原駐屯地（第12旅団司令部）があります。

本村役場の位置は、緯度：北緯 36 度 26 分、経度：東経 138 度 59 分で、本村には鉄道及び高速道路は通っておらず、渋川・伊香保 I C から車で約 20 分、群馬総社駅又は八木原駅から車で約 15 分の距離となっています。

図 2-1 本村の位置



資料：国土数値情報

2. 人口の推移

2-1. 人口の推移及び将来人口

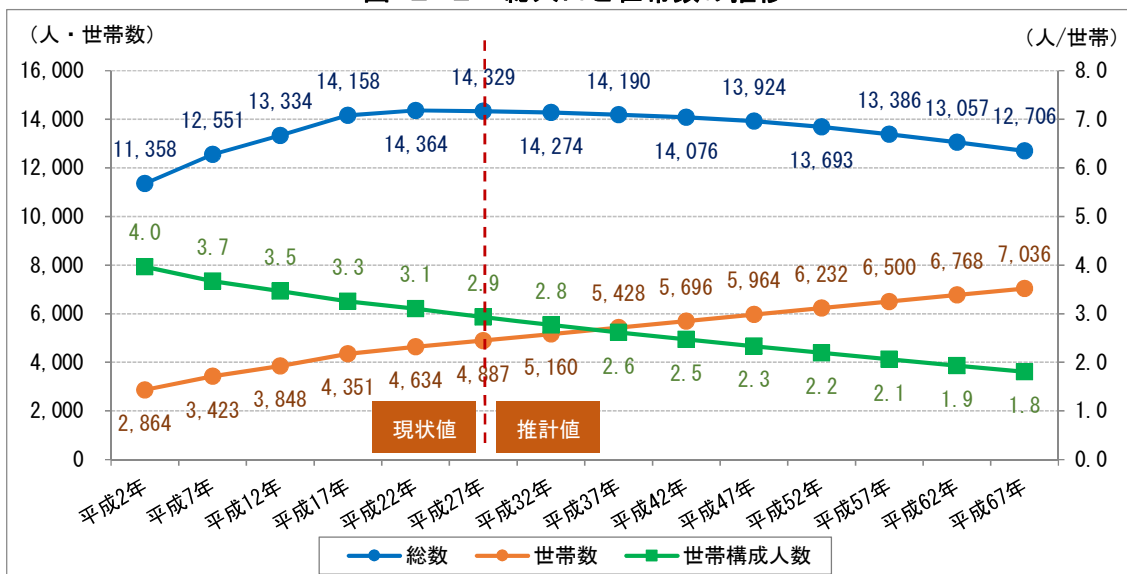
本村の総人口は、国勢調査によると、平成 22(2010)年時点では 14,370 人であり、10 年前の平成 12(2000)年時点と比べると約 1,000 人の増加となっていますが、平成 27(2015)年の総人口は、14,329 人となっており、最近の 5 年間で人口増から人口減に転じています。

また、本村の将来推計人口をみると、今後一貫して人口が減少すると予想されており、平成 67(2055)年には、平成 27(2015)年時点よりも 1,623 人少ない 12,706 人になると予想されています。

一方、世帯数はこれまで一貫して増加傾向となっており、平成 27(2015)年時点において 4,887 世帯となっていますが、今後もさらに増加が予想され、平成 67(2055)年時点では、現時点(平成 27(2015)年時点)よりも 2,149 世帯多い、7,036 世帯にのぼると予想されています。

さらに、総人口と世帯数の関係から 1 世帯当たりの人員数をみると、平成 2(1990)年の 4.0 人から、平成 27(2015)年時点では 3.0 人を下回り、平成 67(2055)年時点では 2.0 人を下回ることが予想されます。

図 2-2 総人口と世帯数の推移



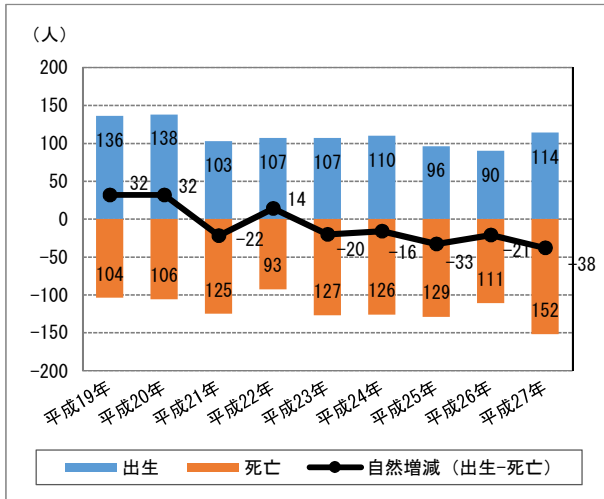
資料：国勢調査・人口ビジョン

次に、本村の自然動態と社会動態の推移をみると、自然動態では、平成 23(2011)年以降、出生数の低下に伴い一貫して自然減の状態が続いており、社会動態では、近年、転入・転出者数のバランスがほぼ均衡状態となっています。

* 世帯数の推計値は、平成 17(2005)年～平成 27(2015)年までのさう勢を踏まえたトレンド推計（一次回帰分析）値。

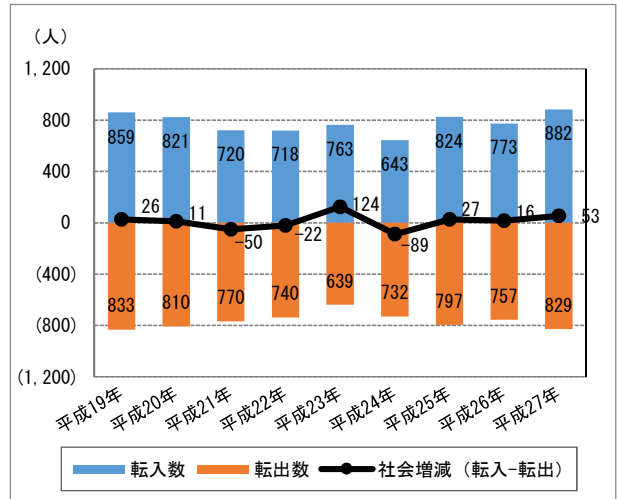
このことから、近年の人口減少に対する要因は、社会動態が及ぼす影響よりも自然動態が及ぼす影響のほうが大きいものと考えられます。

図 2-3 榛東村の自然増減の推移



資料：群馬県移動人口調査

図 2-4 榛東村の社会増減の推移

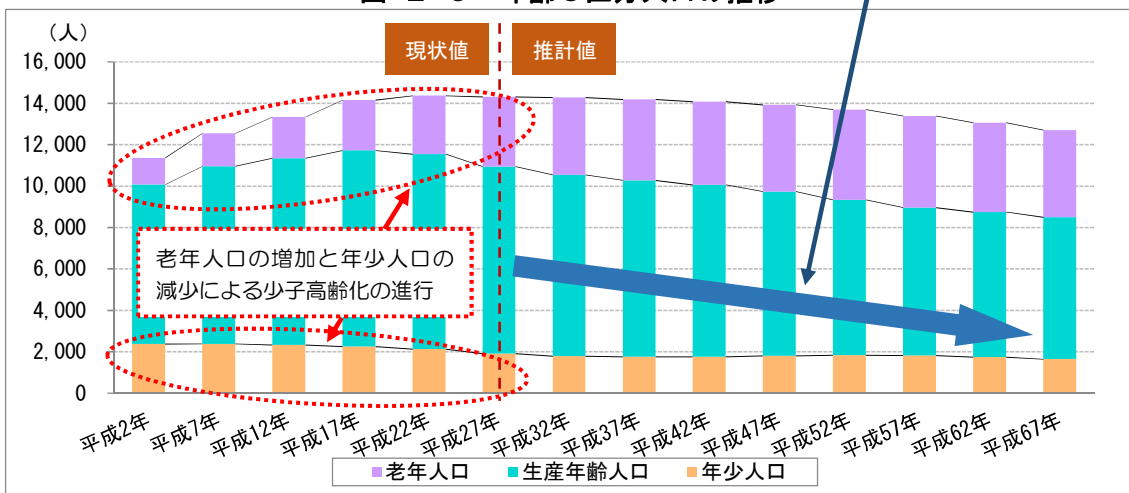


資料：群馬県移動人口調査

本村の年齢3区分別人口の推移では、平成2(1990)年以降、年少人口は減少傾向にありましたが、生産年齢人口と老年人口が増加傾向であったため、総人口も増加していました。しかしながら、平成22(2010)年以降、生産年齢人口が減少に転じたため、これと呼応し総人口も減少に転じる結果となりました。また、推計では、老年人口比率が増え続け、年少人口及び生産年齢人口比率が減り続けると予想されており、今後益々人口減少と少子高齢化が進行していくものと考えられます。

平成22(2010)年までは生産年齢人口の増加が総人口の増加に寄与していたが、平成22(2010)年を境に人口減に転じており、少子高齢化がさらに加速すると予想される。

図 2-5 年齢3区分人口の推移



資料：国勢調査・人口ビジョン

表 2-1 年齢3区分人口の内訳

単位：人

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
総 数	11,358	12,551	13,334	14,158	14,364	14,329	14,274
年 少 人 口	2,364	2,376	2,319	2,248	2,128	1,907	1,787
生産年齢人口	7,706	8,579	9,023	9,475	9,417	9,025	8,747
老 年 人 口	1,288	1,596	1,992	2,435	2,819	3,378	3,740
	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年	平成 57 年	平成 62 年	平成 67 年
総 数	14,190	14,076	13,924	13,693	13,386	13,057	12,706
年 少 人 口	1,753	1,755	1,799	1,831	1,813	1,736	1,641
生産年齢人口	8,516	8,306	7,931	7,496	7,141	7,004	6,852
老 年 人 口	3,922	4,014	4,194	4,367	4,432	4,317	4,213

表 2-2 年齢3区分人口比率

単位：%

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
年 少 人 口	20.8	18.9	17.4	15.9	14.8	13.3	12.5
生産年齢人口	67.8	68.4	67.7	66.9	65.6	63.1	61.3
老 年 人 口	11.3	12.7	14.9	17.2	19.6	23.6	26.2
	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年	平成 57 年	平成 62 年	平成 67 年
年 少 人 口	12.4	12.5	12.9	13.4	13.5	13.3	12.9
生産年齢人口	60.0	59.0	57.0	54.7	53.3	53.6	53.9
老 年 人 口	27.6	28.5	30.1	31.9	33.1	33.1	33.2

2-2. 人口の変化が行財政運営に与える影響

人口減少と少子高齢化の進行は、今後の行財政運営にも大きく影響するものであり、より一層のスリム化と効率化を目指した行財政運営が求められます。

人口の変化が地域に与える影響

社会保障等の財政需要、税収等の減少による財政への影響

高齢者人口の増大により、医療費負担が増加し、住民負担及び行政負担の増加が見込まれます。また、生産年齢人口の減少により、住民税等の減少が見込まれます。

公共施設の維持管理・更新等への影響

人口減少等により、公共施設等の利用者の減少や施設需要の変化が生じると考えられます。また、年少人口の減少により、小学校の統廃合が検討されます。

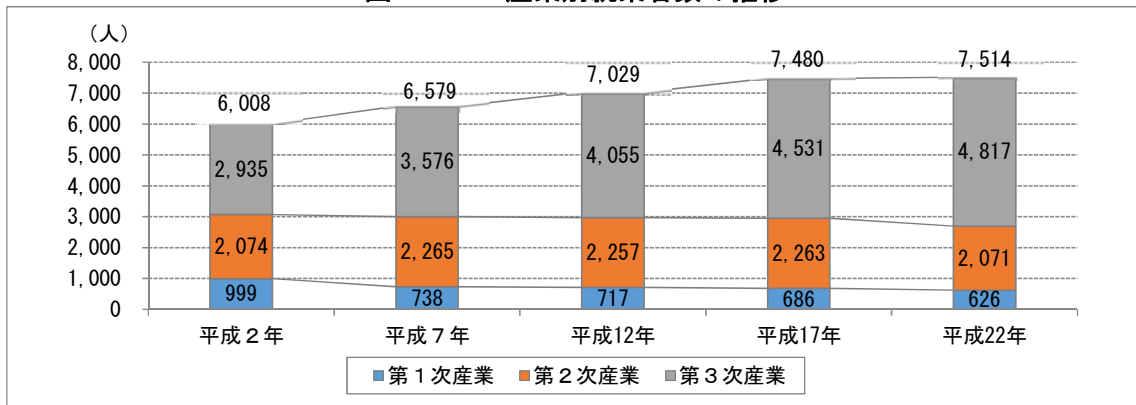
* 『人口の変化が地域に与える影響』は、「榛東村人口ビジョン」をもとに作成

2-3. 就業人口

本村の産業別就業者数の推移をみると、全就業者数では、最近20年間で約25%増加していますが、第1次産業については一貫して減少しており、平成22(2010)年の就業者は626人で、平成2(1990)年の999人と比べると約40%の減少となっています。第2次産業については、平成17(2005)年までは増加傾向となっていました、平成22(2010)年には減少に転じ、平成2(1990)年とほぼ同じ水準となっています。第3次産業は、年々増加しており、全就業者のうち第3次産業就業者数の占める割合では、平成2(1990)年の48.8%から、平成22(2010)年には62.9%となっています。

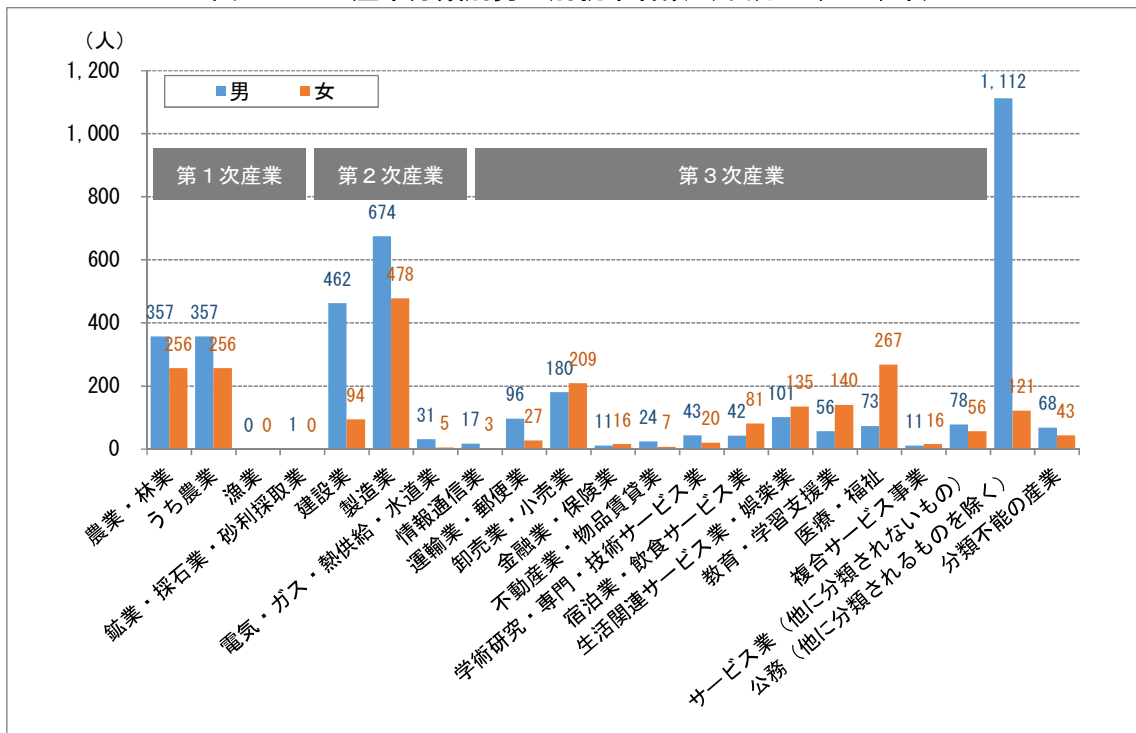
平成22(2010)年の産業別男女別就業者数をみると、男性では公務、製造業、建設業での就業者数が多く、女性では、製造業、農業・林業、医療・福祉での就業者が多くなっています。

図 2-6 産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

図 2-7 産業分類別男女別就業者数（平成22(2010)年）



資料：国勢調査

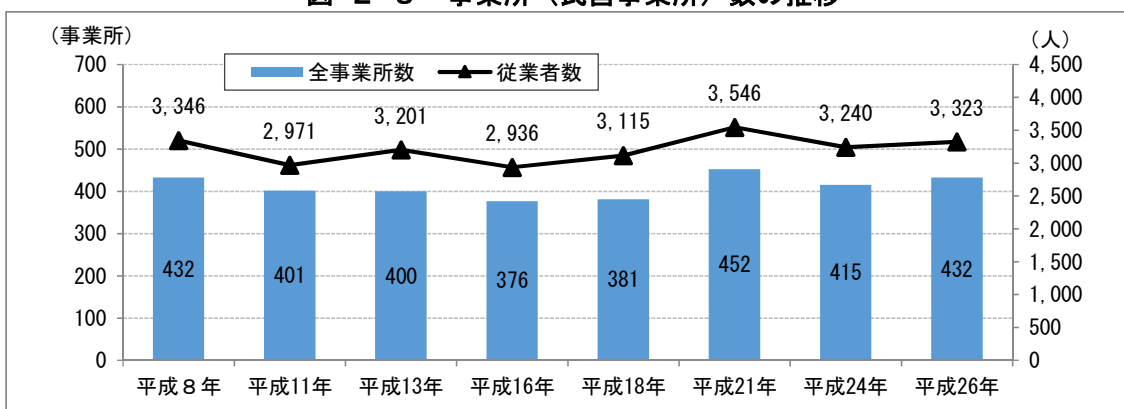
3. 産業の推移

3-1. 事業所の推移

本村の事業所（民営事業所）数の推移をみると、平成16(2004)年の376事業所が近年では低く、平成18(2006)年以降増加に転じており、平成26(2014)年時点では432事業所となっています。従業者数は、平成16(2004)年の2,936人が最も少なく、平成21(2009)年の3,546人が最も多くなっており、事業所数とほぼ比例した推移となっています。

1事業所当たりの従業者数（従業者数÷全事業所数）では、平成21(1999)年時点の7.41人が最も少なく、平成18(2006)年時点の8.18人が最も多くなってしています。

図 2-8 事業所（民営事業所）数の推移

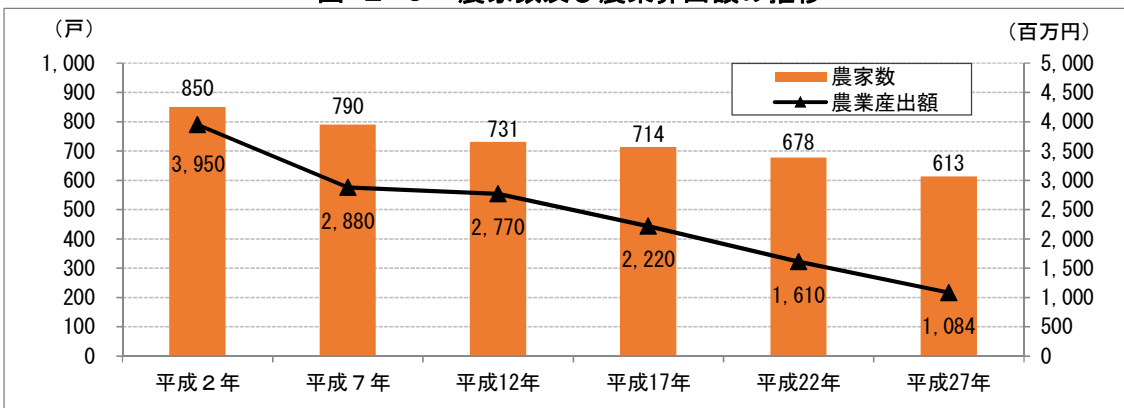


資料：事業所・企業統計調査

3-2. 農業

本村の農家は、平成2(1990)年には850戸ありましたが、平成27(2015)年時点で613戸であり、最近25年間で約30%減少しています。農業産出額は、平成2(1990)年の3,950百万円に対して、平成22(2010)年時点で1,610百万円と、約60%減少しています。また、農家数に占める農業産出額の割合（農業産出額÷農家数）は、平成2(1990)年時点で約46%でしたが、近年になるほどその水準が低くなっています。

図 2-9 農家数及び農業算出額の推移



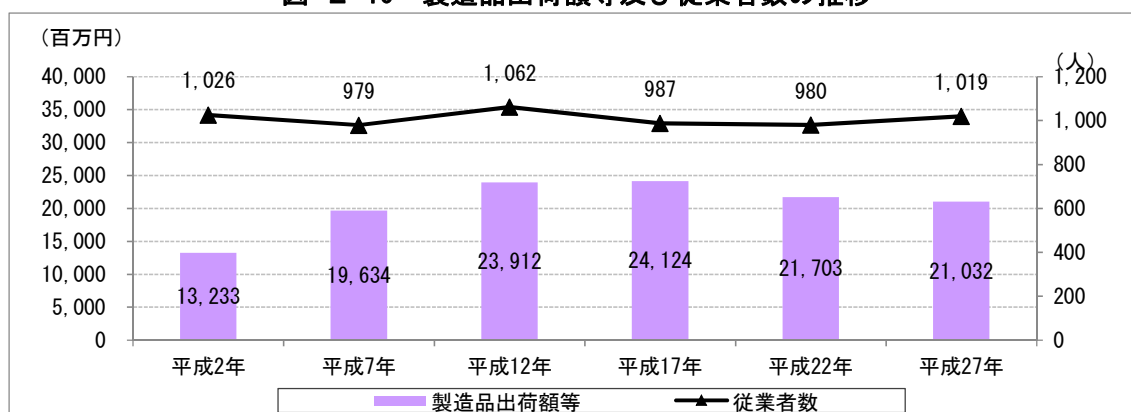
資料：農林業センサス

- * 平成27(2015)年の農業産出額は、平成2(1990)年～22(2010)年までのすう勢を踏まえたトレンド推計（一次回帰分析）値。
- * 農業産出額とは、その年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの。

3-3. 工業

本村の工業の推移をみると、製造品出荷額等では平成12(2000)年以降、20,000百万円台で推移していますが、近年では減少傾向となっています。従業者数は、1,000人前後で比較的安定していますが、1人当たりの工業出荷額（製造品出荷額等÷従業者数）では、平成2(1990)年の12.9百万円から平成22(2010)年時点では22.1百万円と増加しています。

図 2-10 製造品出荷額等及び従業者数の推移



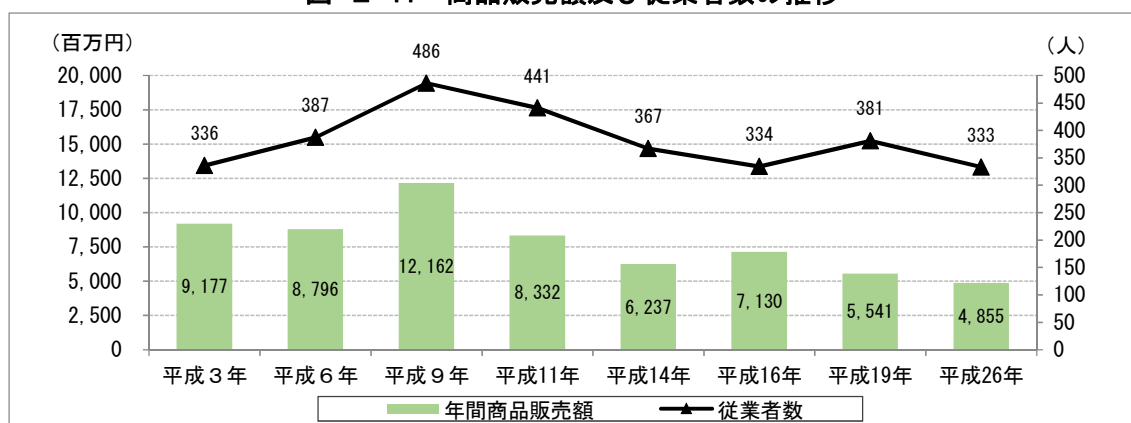
資料：工業統計調査

3-4. 商業

本村の商業（卸売業・小売業）の推移をみると、年間商品販売額は平成3(1991)年以降、各年で増減はあるものの概ね減少傾向となっており、平成26(2014)年時点で4,855百万円となっています。従業者数は、平成9(1997)年のピーク時で486人でしたが、その後増減を繰り返し、平成26(2014)年時点では近年で最も少ない333人となっています。

1人当たりの商品販売額（年間商品販売数÷従業員数）では、平成3(1991)年の27.3百万円をピークに概ね減少傾向となり、平成26(2014)年時点では14.6百万円となっています。

図 2-11 商品販売額及び従業者数の推移



資料：商業統計調査

- * 平成27(2015)年の製造品出荷額等及び従業者数は、平成12(2000)年～平成22(2010)年までのさう勢を踏まえたトレンド推計（一次回帰分析）値。
- * 製造品出荷額等とは、1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額とその他の収入の合計。

4. 財政状況

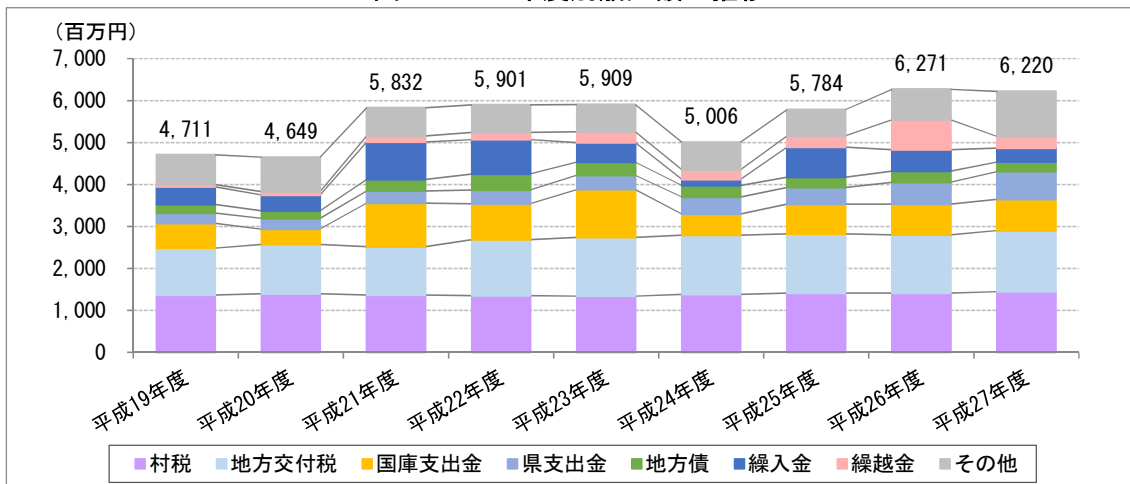
4-1. 歳入の推移

本村の平成19(2007)年度から平成27(2015)年度の9年間の普通会計歳入総額の推移をみると、平成20(2008)年度で4,649百万円、平成26(2014)年で6,271百万円と年によりばらつきがあり、9年平均では5,587百万円となっています。

9年平均における歳入の内訳比率では、地方税が25.1%で最も大きく、次いで地方交付税が23.7%、国庫支出金が13.1%となっています。一方、県支出金、地方債、繰入金、繰越金はそれほど小さくなく、4.2%から9.2%の比率となっています。

9年間の経年推移では、地方税が1,340百万円から約1,447百万円、地方交付税が1,118百万円から1,456百万円の間で推移しており比較的安定しています。一方、国庫支出金は年によりばらつきがあり、少ない時には365百万円、多い時には1,143百万円となっています。その他、県支出金は概ね増加傾向にあり、平成27(2015)年度は663百万円、地方債は229百万円となっています。

図 2-12 年度別歳入額の推移



資料：榛東村

表 2-3 年度別歳入額の内訳推移

単位：百万円

	合計	村税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	繰入金	繰越金	その他
平成19年度	4,711	1,369	1,118	588	243	208	421	51	713
平成20年度	4,649	1,401	1,172	365	255	181	376	82	817
平成21年度	5,832	1,366	1,151	1,039	291	275	890	149	672
平成22年度	5,901	1,352	1,331	856	327	384	822	168	661
平成23年度	5,909	1,340	1,399	1,143	335	317	465	262	647
平成24年度	5,006	1,380	1,411	507	404	276	146	229	653
平成25年度	5,784	1,410	1,411	712	399	248	714	264	627
平成26年度	6,271	1,416	1,384	731	525	266	510	713	725
平成27年度	6,220	1,447	1,456	744	663	229	329	277	1,074
9年平均	5,587	1,387	1,315	743	382	265	519	244	732

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

表 2-4 年度別歳入額の内訳比率

単位：%

	村税	地方 交付税	国庫 支出金	県 支出金	地方債	繰入金	繰越金	その他
平成 19 年度	29.1	23.7	12.5	5.2	4.4	8.9	1.1	15.1
平成 20 年度	30.1	25.2	7.9	5.5	3.9	8.1	1.8	17.6
平成 21 年度	23.4	19.7	17.8	5.0	4.7	15.2	2.5	11.5
平成 22 年度	22.9	22.3	14.5	5.5	6.5	13.9	2.8	11.2
平成 23 年度	22.7	23.7	19.3	5.7	5.4	7.9	4.4	11.0
平成 24 年度	27.6	28.2	10.1	8.1	5.5	2.9	4.6	13.0
平成 25 年度	24.4	24.4	12.3	6.9	4.3	12.4	4.6	10.8
平成 26 年度	22.6	22.1	11.7	8.4	4.2	8.1	11.4	11.6
平成 27 年度	23.3	23.4	12.0	10.7	3.7	5.3	4.5	17.3
9年平均	25.3	23.7	13.3	6.3	4.9	9.7	4.2	12.7

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

* 用語説明

〔地方税（村税）〕

地方公共団体が課税することにより取得する財源。村民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等。

〔地方交付税〕

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、国が地方公共団体に対して交付するもの。

〔国庫支出金〕

国が特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事業の実施に資するため、相当の反対給付を受けないで交付する給付金。

〔県支出金〕

県が村に対して支出するもの。県自らの施策として単独で市町村に交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として市町村に交付するものがある。

〔地方債〕

村が発行する公債。地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいう。

〔繰入金〕

地方公共団体の各会計間における現金移動のこと。

〔繰越金〕

一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額。

- * その他の内訳は、地方譲与税、各種交付金、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入（延滞金・貸付金元利収入・雑入（どの区分にも該当しないすべての収入）など）。

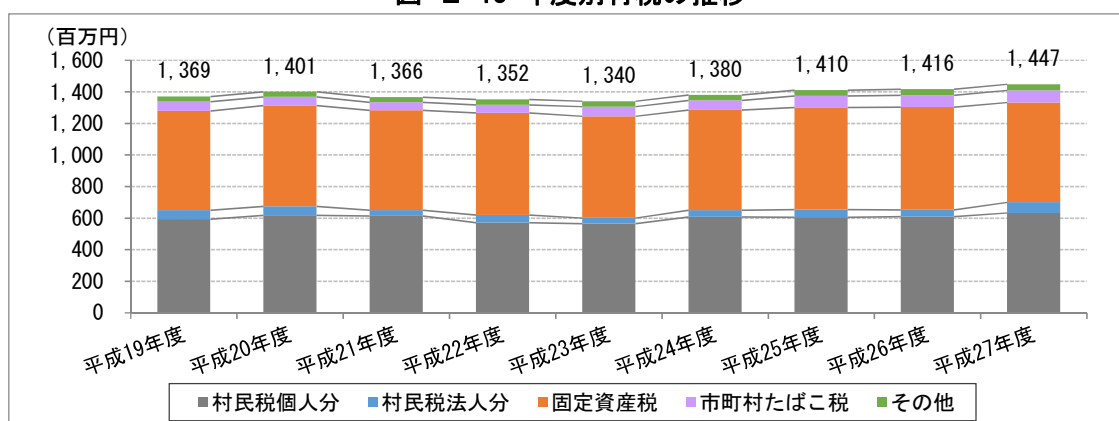
4-2. 主な歳入の内訳

<村税>

村税の内訳は、平成19(2007)年度から平成27(2015)年度までの9年平均でみると村民税と固定資産税がほぼ同額で、両者で約90%を占めています。

9年間の経年推移は、村民税個人分、固定資産税とも安定しており、村民税は565百万円から632百万円、固定資産税は629百万円から652百万円の間で推移しています。

図 2-13 年度別村税の推移



資料：榛東村

表 2-5 村税の内訳推移

単位：百万円

	合計	村民税個人分	村民税法人分	固定資産税	村たばこ税	その他
平成19年度	1,369	593	56	629	60	31
平成20年度	1,401	617	57	639	55	32
平成21年度	1,366	614	35	633	51	33
平成22年度	1,352	570	49	647	52	34
平成23年度	1,340	565	36	644	61	35
平成24年度	1,380	607	42	634	61	35
平成25年度	1,410	606	48	648	73	35
平成26年度	1,416	610	41	652	75	37
平成27年度	1,447	632	68	632	77	38
9年平均	1,387	601	48	640	63	35

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

表 2-6 村税の内訳比率

単位：%

	村民税個人分	村民税法人分	固定資産税	村たばこ税	その他
平成19年度	43.3	4.1	45.9	4.4	2.3
平成20年度	44.1	4.0	45.6	4.0	2.3
平成21年度	44.9	2.6	46.3	3.8	2.4
平成22年度	42.2	3.6	47.8	3.8	2.5
平成23年度	42.1	2.7	48.0	4.5	2.6
平成24年度	44.0	3.1	46.0	4.4	2.5
平成25年度	43.0	3.4	46.0	5.2	2.5
平成26年度	43.1	2.9	46.1	5.3	2.6
平成27年度	43.7	4.7	43.7	5.3	2.6
9年平均	43.4	3.5	46.1	4.5	2.5

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

＜地方交付税＞

地方交付税は、地方財源の均等化のために国が交付するものであり、安定した収入源となっています。

このうち普通交付税は、一般的な財政需要（日々の行政運営に必要な経費）に対する財源不足額に見合う額として算定され交付されます。また、特別交付税は、特別の財政需要がある場合や、普通交付税の額が財政需要に比べて過少であると認められた場合に交付されるものです。

本村の場合、普通交付税は9年平均で1,129百万円、特別交付税は185百万円となっており、比率は普通交付税が約86%、特別交付税が約14%前後で推移しており、比較的安定しています。

表 2-7 地方交付税の内訳推移と内訳比率 単位：百万円・%

	合計	普通交付税		特別交付税	
	金額	金額	比率	金額	比率
平成19年度	1,118	958	85.7	160	14.3
平成20年度	1,172	995	84.9	177	15.1
平成21年度	1,151	974	84.6	177	15.4
平成22年度	1,331	1,122	84.3	209	15.7
平成23年度	1,395	1,202	86.2	193	13.8
平成24年度	1,411	1,233	87.4	178	12.6
平成25年度	1,411	1,228	87.0	183	13.0
平成26年度	1,383	1,196	86.5	187	13.5
平成27年度	1,456	1,254	86.1	202	13.9
9年平均	1,315	1,129	85.8	185	14.2

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

＜国庫支出金＞

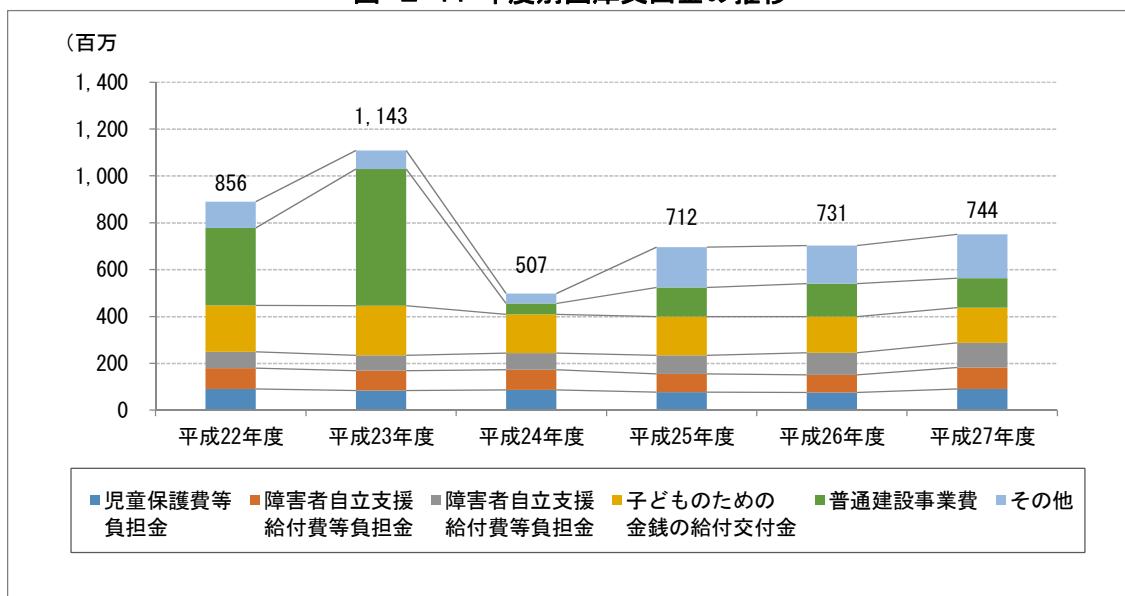
国庫支出金は、平成22(2010)年度から平成27(2015)年度までの6年平均で見ると、普通建設事業費が最も多く、全体の25.4%を占めています。

しかしながら、普通建設事業費は、その年の村の建設事業の実施状況により大きく変化しています。一方、児童保護費等負担金、障害者自立支援給付費等負担金、子どものための金銭の給付交付金は、対象となる人口に対応して支出されることから、比較的安定した推移となっています。

なお、特定防衛施設が所在する市町村として、特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付されています。

また、その他の内訳は、生活保護費負担金、公立高等学校授業料不徴収交付金、災害復旧事業費、委託金、財政補給金、社会資本整備総合交付金、東日本大震災復興交付金などであり、6年平均では126百万円となっており、全体の約17%の割合を占めています。

図 2-14 年度別国庫支出金の推移



資料：榛東村

表 2-8 国庫支出金の内訳推移

単位：百万円

	合計	児童保護費等負担金	障害者自立支援給付費等負担金	子どものための金銭の給付交付金	普通建設事業費	特定防衛施設周辺整備調整交付金	その他
平成22年度	856	90	69	199	330	57	112
平成23年度	1,143	84	66	211	584	120	78
平成24年度	507	86	71	165	46	95	43
平成25年度	712	77	80	165	124	93	172
平成26年度	731	75	95	154	141	104	162
平成27年度	744	91	105	151	125	85	188
6年平均	782	84	81	174	225	92	126

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

表 2-9 国庫支出金の内訳比率

単位：%

	児童保護費等負担金	障害者自立支援給付費等負担金	子どものための金銭の給付交付金	普通建設事業費	特定防衛施設周辺整備調整交付金	その他
平成22年度	10.5	8.0	23.2	38.5	6.6	13.1
平成23年度	7.4	5.7	18.5	51.1	10.5	6.8
平成24年度	17.0	14.0	32.6	9.2	18.8	8.4
平成25年度	10.9	11.2	23.2	17.4	13.1	24.2
平成26年度	10.3	13.0	21.1	19.2	14.3	22.1
平成27年度	12.3	14.1	20.3	16.8	11.4	25.2
6年平均	11.4	11.0	23.1	25.4	12.5	16.7

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

4-3. 歳出の推移

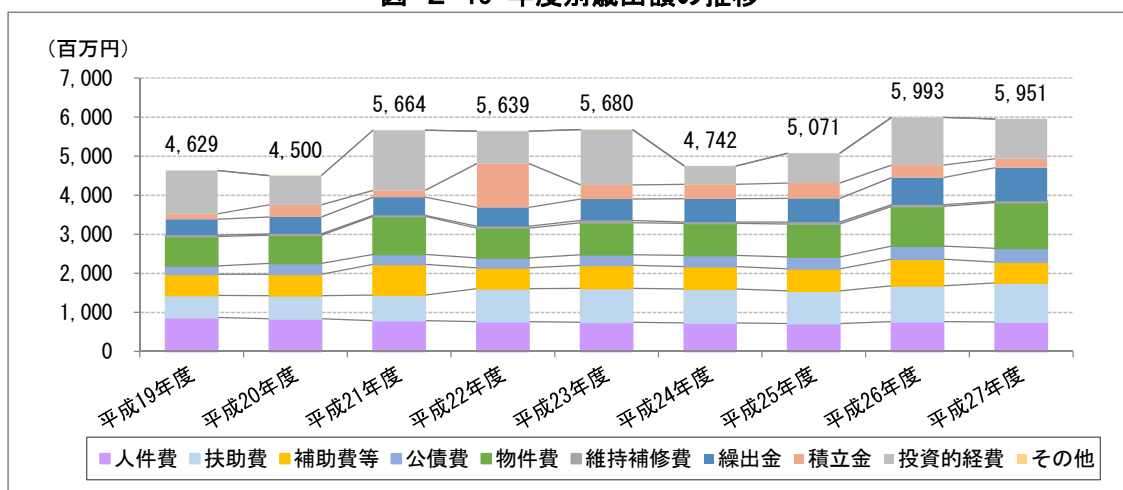
本村の平成19(2007)年度から平成27(2015)年度の9年間の歳出額の推移は、年によりばらつきがありますが、平均では5,319百万円となっています。

歳出額の9年平均の内訳は、多い順から投資的経費が1,013百万円、物件費が878百万円、扶助費が793百万円、人件費が771百万円となっています。

歳出額の推移をみると、投資的経費は年によりばらつきがあり、468百万円から1,544百万円の間で推移しており、物件費は概ね増加傾向で、719百万円から1,172百万円の間で推移しています。扶助費は、平成22(2010)年度以降、800百万円台で推移してきましたが、平成26(2014)年度には900百万円台に増加しています。人件費は平成19(2007)年度から平成20(2008)年度頃までは800百万円台以上で推移していましたが、平成21(2009)年度から平成27(2015)年度は700百万円台となっています。

その他、公債費及び繰出金は相対的に増加傾向で推移している他、積立金は平成23(2011)年度以降、300百万円台で推移し、平成27(2015)年度には200百万円台に減少しています。

図 2-15 年度別歳出額の推移



資料：榛東村

表 2-10 年度別歳出額の内訳推移

単位：百万円

	合計	人件費	扶助費	補助費等	公債費	物件費	維持補修費	繰出金	積立金	投資的経費	その他
平成19年度	4,629	869	561	541	213	753	35	409	141	1,105	2
平成20年度	4,500	837	583	555	276	719	34	433	316	746	1
平成21年度	5,664	781	656	794	248	982	19	471	169	1,544	1
平成22年度	5,639	758	842	534	259	760	47	488	1,122	829	1
平成23年度	5,680	740	870	590	272	820	59	544	364	1,419	1
平成24年度	4,742	729	866	574	284	828	33	596	364	468	1
平成25年度	5,071	712	836	566	304	844	45	613	392	758	1
平成26年度	5,993	759	922	679	331	1,023	36	700	315	1,227	1
平成27年度	5,951	754	998	533	350	1,172	31	865	229	1,018	1
9年平均	5,319	771	793	596	282	878	38	569	379	1,013	1

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

表 2-11 年度別歳出額の内訳比率

単位：%

	人件費	扶助費	補助費等	公債費	物件費	維持補修費	繰出金	積立金	投資的経費	その他
平成19年度	18.8	12.1	11.7	4.6	16.3	0.8	8.8	3.0	23.9	0.0
平成20年度	18.6	13.0	12.3	6.1	16.0	0.7	9.6	7.0	16.6	0.0
平成21年度	13.8	11.6	14.0	4.4	17.3	0.3	8.3	3.0	27.3	0.0
平成22年度	13.4	14.9	9.5	4.6	13.5	0.8	8.6	19.9	14.7	0.0
平成23年度	13.0	15.3	10.4	4.8	14.4	1.0	9.6	6.4	25.0	0.0
平成24年度	15.4	18.3	12.1	6.0	17.5	0.7	12.6	7.7	9.9	0.0
平成25年度	14.0	16.5	11.2	6.0	16.6	0.9	12.1	7.7	15.0	0.0
平成26年度	12.7	15.4	11.3	5.5	17.1	0.6	11.7	5.2	20.5	0.0
平成27年度	12.7	16.8	9.0	5.9	19.7	0.5	14.5	3.8	17.1	0.0
9年平均	14.5	14.9	11.2	5.3	16.5	0.7	10.7	7.1	19.0	0.0

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

4-4. 主な歳出の内訳

<投資的経費>

本村の最近9年間の投資的経費は、平成21(2009)年度の災害事業復旧費を除き、普通建設事業費で占められており、少ない年では468百万円、多い年で1,544百万円となっています。また、普通建設事業費の9年平均の内訳は、補助事業が394百万円、単独事業が611百万円、県営事業負担金が6百万円であり、単独事業が全体の約60%を占めています。

* 用語説明

[人件費]

職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費。

[扶助費]

社会保障制度の一環として、地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費。児童手当などが該当する。

[補助費等]

国や他の地方公共団体、法人等に対し支出される経費。主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金及び交付金(一般的な補助金)などが該当する。

[公債費]

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。公債費には、市町村においては都道府県からの借入金の返還及びその利子も含まれる。

[物件費]

職員の旅費、備品購入費、委託料等、消費的性質の経費の総称。

[維持補修費]

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費。

[繰出金]

一般会計と特別会計、又は特別会計間において支出される経費。

[積立金]

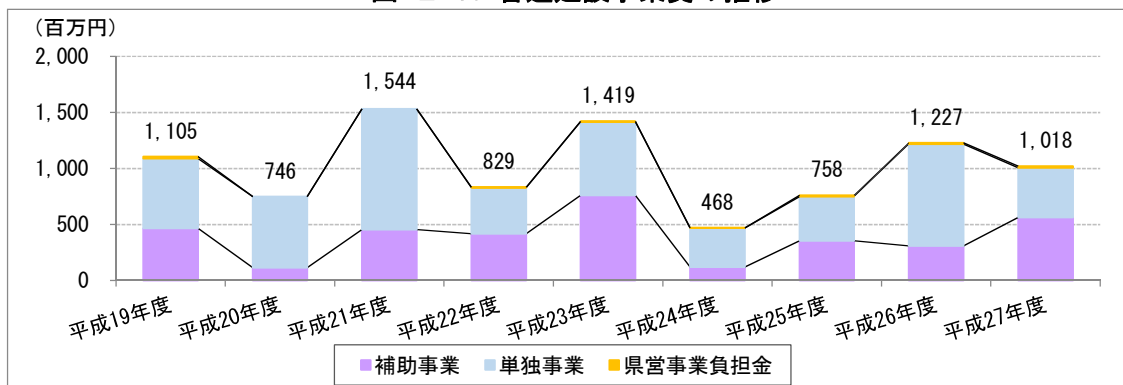
財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合において、特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭。

[投資的経費]

道路、橋りょう、公園、学校等の建設や改修など、社会資本の整備に要する経費。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成される。

* その他の内訳は、投資及び出資金、貸付金など。

図 2-16 普通建設事業費の推移



資料：榛東村

表 2-12 投資的経費の内訳推移

単位：百万円

	合計	普通建設事業費			災害復旧事業費		失業対策事業費	
		補助事業	単独事業	県営事業負担金	補助事業	単独事業	補助事業	単独事業
平成19年度	1,105	464	622	19	0	0	0	0
平成20年度	746	114	633	0	0	0	0	0
平成21年度	1,544	453	1,078	0	14	0	0	0
平成22年度	829	416	413	1	0	0	0	0
平成23年度	1,419	760	657	2	0	0	0	0
平成24年度	468	119	347	1	0	0	0	0
平成25年度	758	353	394	11	0	0	0	0
平成26年度	1,227	308	907	12	0	0	0	0
平成27年度	1,018	561	444	13	0	0	0	0
9年平均	1,012	394	611	6	2	0	0	0

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

表 2-13 投資的経費の内訳比率

単位：%

	普通建設事業費			災害復旧事業費		失業対策事業費	
	補助事業	単独事業	県営事業負担金	補助事業	単独事業	補助事業	単独事業
平成19年度	42.0	56.3	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0
平成20年度	15.2	84.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
平成21年度	29.3	69.8	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0
平成22年度	50.1	49.8	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
平成23年度	53.6	46.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
平成24年度	25.5	74.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
平成25年度	46.6	52.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0
平成26年度	25.1	73.9	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
平成27年度	55.1	43.6	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0
9年平均	38.9	60.3	0.6	0.2	0.0	0.0	0.0

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

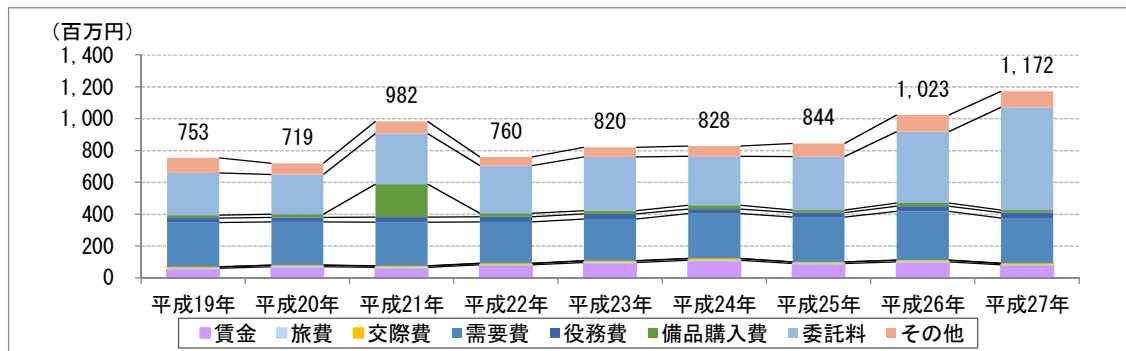
＜物件費＞

本村の物件費は、各年とも需要費と委託料の割合が高く、平成27(2015)年度時点では併せて72.2%となっています。内訳比率の推移は、需要費、委託料ともに増減を繰り返していますが、相対推移として需要費の占める割合は減少傾向となっており、委託料の占める割合は概ね増加傾向となっています。

第2章 榛東村を取り巻く概況

備品購入費は、平成 21 (2009) 年度の新庁舎建設時に一時的に増加していますが、その他の年では概ね 20 百万円前後で安定しており、賃金、旅費、交際費、役務費についても経年推移で微増傾向にあります。

図 2-17 物件費の内訳推移



資料：榛東村

表 2-14 物件費の内訳推移

単位：百万円

	合計	賃金	旅費	交際費	需要費	役務費	備品購入費	委託料	その他
平成 19 年度	752.9	60.1	8.4	0.9	277.7	28.6	18.7	265.2	93.4
平成 20 年度	718.8	70.7	8.5	0.9	271.9	26.7	21.3	248.6	70.3
平成 21 年度	981.9	65.9	8.2	1.2	274.0	32.3	207.7	317.5	75.1
平成 22 年度	759.9	81.1	8.5	1.4	261.0	31.7	21.1	300.6	54.5
平成 23 年度	820.2	96.9	8.7	1.8	262.7	30.4	20.4	338.9	60.2
平成 24 年度	827.5	109.1	10.4	1.9	282.3	28.2	23.4	308.2	63.9
平成 25 年度	844.1	88.9	10.3	1.7	280.1	28.5	15.6	335.9	83.2
平成 26 年度	1,023.1	99.0	11.6	1.4	306.2	31.9	19.5	449.8	103.8
平成 27 年度	1,172.4	82.7	8.0	1.1	282.8	34.2	17.6	645.8	100.3
9年平均	878.9	83.8	9.2	1.4	277.6	30.3	40.6	356.7	78.3

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

表 2-15 物件費の内訳比率

単位：%

	賃金	旅費	交際費	需要費	役務費	備品購入費	委託料	その他
平成 19 年度	8.0	1.1	0.1	36.9	3.8	2.5	35.2	12.4
平成 20 年度	9.8	1.2	0.1	37.8	3.7	3.0	34.6	9.8
平成 21 年度	6.7	0.8	0.1	27.9	3.3	21.2	32.3	7.6
平成 22 年度	10.7	1.1	0.2	34.3	4.2	2.8	39.6	7.2
平成 23 年度	11.8	1.1	0.2	32.0	3.7	2.5	41.3	7.3
平成 24 年度	13.2	1.3	0.2	34.1	3.4	2.8	37.2	7.7
平成 25 年度	10.5	1.2	0.2	33.2	3.4	1.8	39.8	9.9
平成 26 年度	9.7	1.1	0.1	29.9	3.1	1.9	44.0	10.1
平成 27 年度	7.1	0.7	0.1	24.1	2.9	1.5	55.1	8.6
9年平均	9.7	1.1	0.2	32.3	3.5	4.4	39.9	9.0

注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

* 用語説明

〔賃金〕

臨時職員等に対して支払われる経費。

〔需要費〕

行政活動に必要な物品の取得などに要する経費。

〔役務費〕

人的サービスの提供に対して支払われる経費。(通信運搬費、広告料、手数料など)

4-5. 財政指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく以下の4つの指標について、実質赤字比率と連結実質赤字比率については黒字のため該当がなく、将来負担比率についても充当可能財源が確保されているため該当がありません。実質公債費比率については、これまでの起債抑制政策により、平成26(2014)年時点で6.8%と、全国平均8.0%及び群馬県平均7.4%を下回っている状況ですが、最近5年間で1.3ポイント悪化しており、更なる起債抑制政策の推進が必要です。

表 2-16 健全度判定比率の推移

単位：%

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成22年度決算	—	—	5.5	—
平成23年度決算	—	—	5.9	—
平成24年度決算	—	—	6.0	—
平成25年度決算	—	—	6.2	—
平成26年度決算	—	—	6.8	—
早期健全化基準	11.25～15.0**	16.50～20.0**	25.0	350.0
財政健全化基準	20.0	30.0	35.0	—

※市町村の財政規模に応じて異なります。

資料：総務省市町村財政比較分析表（榛東村）

4-6. 類似団体との比較

平成26(2014)年度の本村と類似団体の財政指標を比較すると、本村の財政力指数は0.52と75団体中18番目、経常収支比率は75団体中72番目、実質公債費比率は75団体中24番目となっています。

財政力指数は、類似団体の平均を上回っているものの、過去2年間と同様の0.52となっており、財政基盤が弱い状態が続いています。

経常収支比率は、平成23(2011)年度以降、一貫して類似団体の平均値を上回っている他、平成26(2014)年度は、物件費、公債費、繰出金等の増加により大幅に悪化しています。

実質公債費比率は、平成17(2005)年度以降、一貫して類似団体の平均値を下回っていますが、前述のとおり、経年推移では最近5年間で1.3%悪化しています。

こうした財政状況の実情を踏まえ、今後の更なる行財政運営の健全化にむけては、自主財源の確保等による財政基盤の強化と、起債に大きく頼ることのない財政運営が必要です。

* 用語説明

〔実質赤字比率〕

一般会計などの赤字の規模を示す指標。

〔連結実質赤字比率〕

地方公共団体全体（公営企業会計など含む）の赤字の規模を示す指標。

〔実質公債費比率〕

収入に対する負債返済の割合を示す指標。

〔将来負担比率〕

収入に対する将来支払わなければならない負債返済の割合を示す指標。

〔財政力指数〕

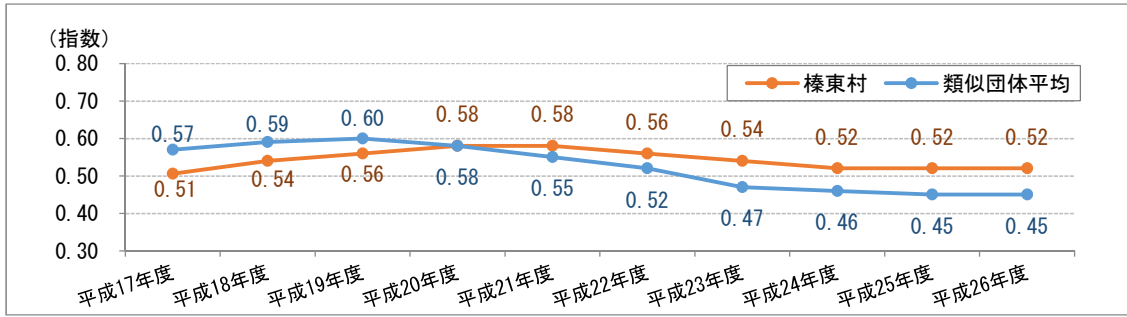
地方団体の財政力を示す指標。指数が高いほど、財源に余裕があるものとされている。

〔経常収支比率〕

財政構造の弾力性を示す指標。比率が低いほど、財政運営に弾力性があるとされている。

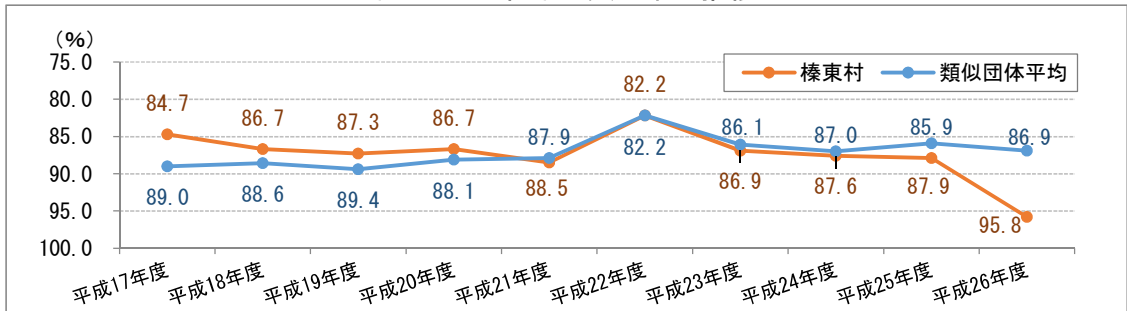
<財政力指数>

図 2-18 財政力指数の推移



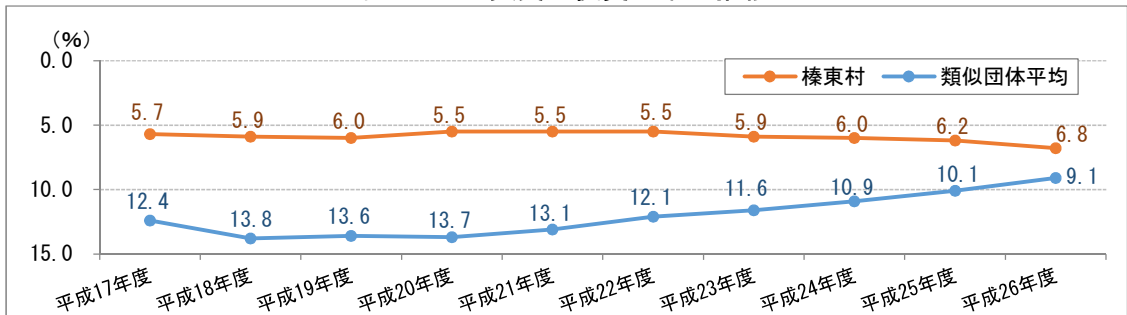
<経常収支比率>

図 2-19 経常収支比率の推移



<実質公債費比率>

図 2-20 実質公債費比率の推移



<類似団体間の財政指標>

表 2-17 類似団体間の財政指標 (平成 26(2014)年度)

財政力指数			経常収支比率(%)			実質公債費比率(%)		
1	福島県大熊町	1.44	1	福島県大熊町	57.3	1	福島県大熊町	△2.2
	神奈川県箱根町	1.44	2	三重県川越町	68.0	2	愛知県豊山町	△0.9
2	三重県川越町	1.18	3	沖縄県嘉手納町	73.8	3	沖縄県嘉手納町	1.5
:	:	:	4	山梨県身延町	74.4	4	福岡県香春町	1.8
18	群馬県榛東村	0.52	:	:	:	:	:	:
	埼玉県ときがわ町		:	:	:	24	群馬県榛東村	6.8
	千葉県一宮町		:	:	:		神奈川県松田町	
	大阪府太子町		:	:	:		神奈川県山北町	
:	:	:	72	群馬県榛東村	95.8	:	:	:
73	福岡県添田町	0.19	73	大阪府能勢町	96.3	:	:	:
74	新潟県阿賀町	0.18	74	神奈川県箱根町	97.0	74	新潟県阿賀町	16.7
	徳島県海陽町	0.18	75	福岡県添田町	99.9	75	石川県宝達志水町	16.9

(参考) 本村の類似団体について

類似団体とは

総務省自治財政局財務調査課が作成している『類似団体別市町村財政指数表』による分類のことをいい、市町村財政状況が産業構造と人口規模の2つの属性でそれぞれ分類されています。

なお、町村の『類似団体別財政指数表』は以下のとおりであり、本村は町村Ⅲ－2型に類型されており、全国の75町村が類似団体となっています。

表 2-18 類似団体別町村財政指数表

町村	産業構造	Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 55%～	Ⅲ次 55%未満	
人口	類型	2	1	0
5,000 人未満	I	I－2	I－1	I－0
5,000 人以上 10,000 人未満	II	II－2	II－1	II－0
10,000 人以上 15,000 人未満	III	III－2	III－1	III－0
15,000 人以上 20,000 人未満	IV	IV－2	IV－1	IV－0
20,000 人以上	V	V－2	V－1	V－0

※ Ⅱ次…第2次産業、Ⅲ次…第3次産業。

表 2-19 町村Ⅲ－2型類似団体一覧

町村名		町村名		町村名	
1	岩内町 (北海道)	26	宝達志水町 (石川県)	51	里庄町 (岡山県)
2	上富良野町 (北海道)	27	南越前町 (福井県)	52	鏡野町 (岡山県)
3	洞爺湖町 (北海道)	28	美浜町 (福井県)	53	坂町 (広島県)
4	野辺地町 (青森県)	29	高浜町 (福井県)	54	平生町 (山口県)
5	階上町 (青森県)	30	身延町 (山梨県)	55	海陽町 (徳島県)
6	村田町 (宮城県)	31	御代田町 (長野県)	56	板野町 (徳島県)
7	五城目町 (秋田県)	32	木曾町 (長野県)	57	上板町 (徳島県)
8	中山町 (山形県)	33	池田町 (長野県)	58	つるぎ町 (徳島県)
9	大熊町 (福島県)	34	松川村 (長野県)	59	鬼北町 (愛媛県)
10	榛東村 (群馬県)	35	東伊豆町 (静岡県)	60	佐川町 (高知県)
11	明和町 (群馬県)	36	豊山町 (愛知県)	61	桂川町 (福岡県)
12	越生町 (埼玉県)	37	川越町 (三重県)	62	大木町 (福岡県)
13	ときがわ町 (埼玉県)	38	大台町 (三重県)	63	香春町 (福岡県)
14	皆野町 (埼玉県)	39	紀宝町 (三重県)	64	添田町 (福岡県)
15	一宮町 (千葉県)	40	能勢町 (大阪府)	65	川棚町 (長崎県)
16	長生村 (千葉県)	41	太子町 (大阪府)	66	佐々町 (長崎県)
17	白子町 (千葉県)	42	市川町 (兵庫県)	67	美里町 (熊本県)
18	大多喜町 (千葉県)	43	神河町 (兵庫県)	68	甲佐町 (熊本県)
19	中井町 (神奈川県)	44	紀美野町 (和歌山県)	69	湧水町 (鹿児島県)
20	松田町 (神奈川県)	45	湯浅町 (和歌山県)	70	屋久島町 (鹿児島県)
21	山北町 (神奈川県)	46	上富田町 (和歌山県)	71	徳之島町 (鹿児島県)
22	箱根町 (神奈川県)	47	岩美町 (鳥取県)	72	本部町 (沖縄県)
23	田上町 (新潟県)	48	南部町 (鳥取県)	73	恩納村 (沖縄県)
24	阿賀町 (新潟県)	49	伯耆町 (鳥取県)	74	金武町 (沖縄県)
25	朝日町 (富山県)	50	早島町 (岡山県)	75	嘉手納町 (沖縄県)

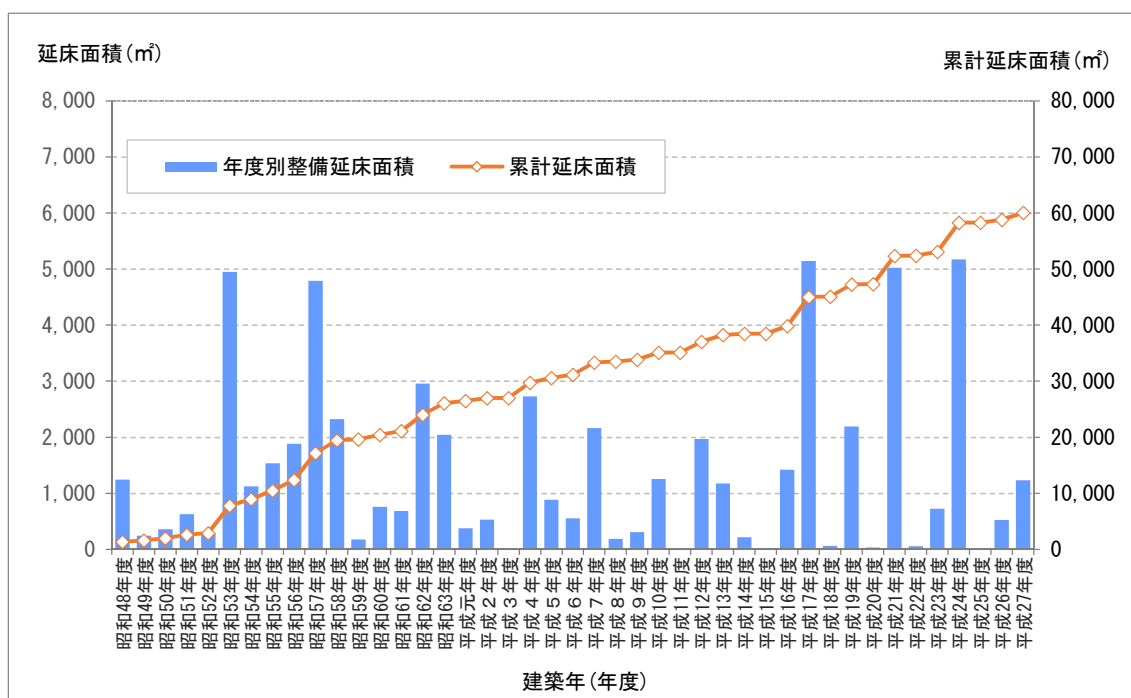
第3章 公共施設等の現況

1. 建築物の現況

1-1. 建築物の整備現況と保有量の推移

本村が保有する建築物は、平成 27(2015)年度末時点で 173 棟、累計延床面積は 60,033 ㎡となっています。建築年度別延床面積の割合は、平成 24(2012)年度末が 5,173 ㎡と最も多く、次いで平成 17(2005)年度末が 5,141 ㎡、平成 21(2009)年度末が 5,025 ㎡となっています。また、建築年度別延床面積は、昭和 57(1982)年度末以降 3,000 ㎡未満で推移してきましたが、平成 17(2005)年度にスポーツアリーナ、平成 21(2009)年度に役場庁舎、平成 24(2012)年度に榛東中学校を建設したことなどにより大幅に増加しています。

図 3-1 建築物保有量の推移



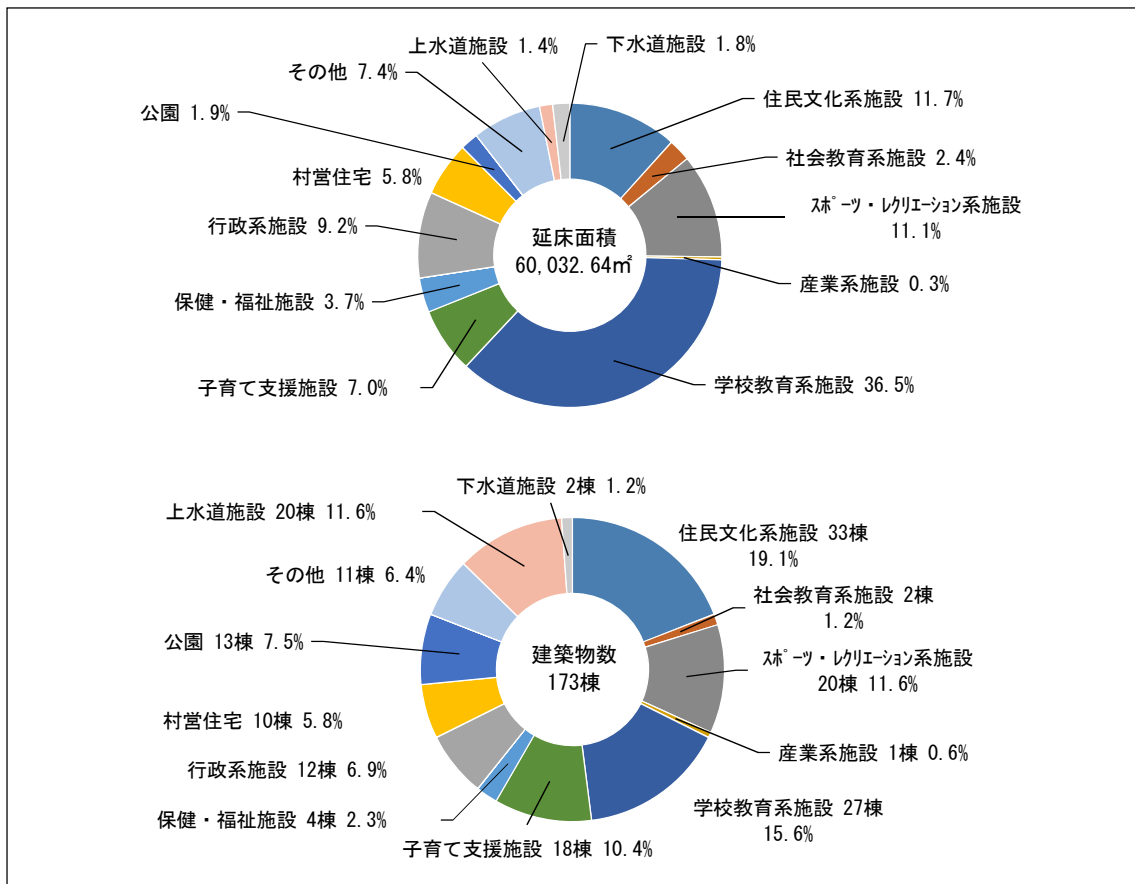
資料：榛東村

1-2. 類型別延床面積等の割合

平成 28(2016)年 8 月現在における本村が保有する建築物の類型別延床面積の割合は、学校教育系施設（北小学校、南小学校、榛東中学校、学校給食センター等）が 36.5%と最も多く、次いで住民文化系施設（コミュニティセンター、集会場、公民館等）が 11.7%、スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツアリーナ、村民プール、体育館等）が 11.1%、行政系施設（庁舎、消防団詰所等）が 9.2%となっています。

建物数は、住民文化系施設が 33 棟（19.1%）と最も多く、次いで学校教育系施設が 27 棟（15.6%）、スポーツ・レクリエーション系施設及び上水道施設がそれぞれ 20 棟（11.6%）となっています。

図 3-2 類型別延床面積及び建築物数の割合



注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

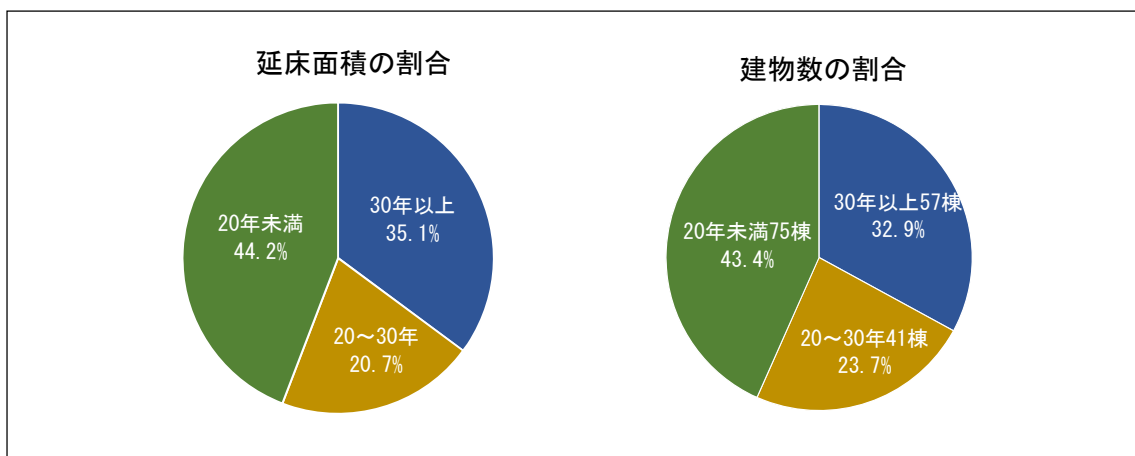
資料：榛東村

1-3. 築年別延床面積の割合

建築物の築年別の延床面積の割合は、築30年以上が35.1%、築20から30年が20.7%、築20年未満が44.2%となっています。

また、築年別の建物数は、築30年以上が57棟(32.9%)、築20から30年が41棟(23.7%)、築20年未満が75棟(43.4%)となっており、延床面積の割合と建物数の割合はほぼ同等となっています。

図 3-3 築年別割合



注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

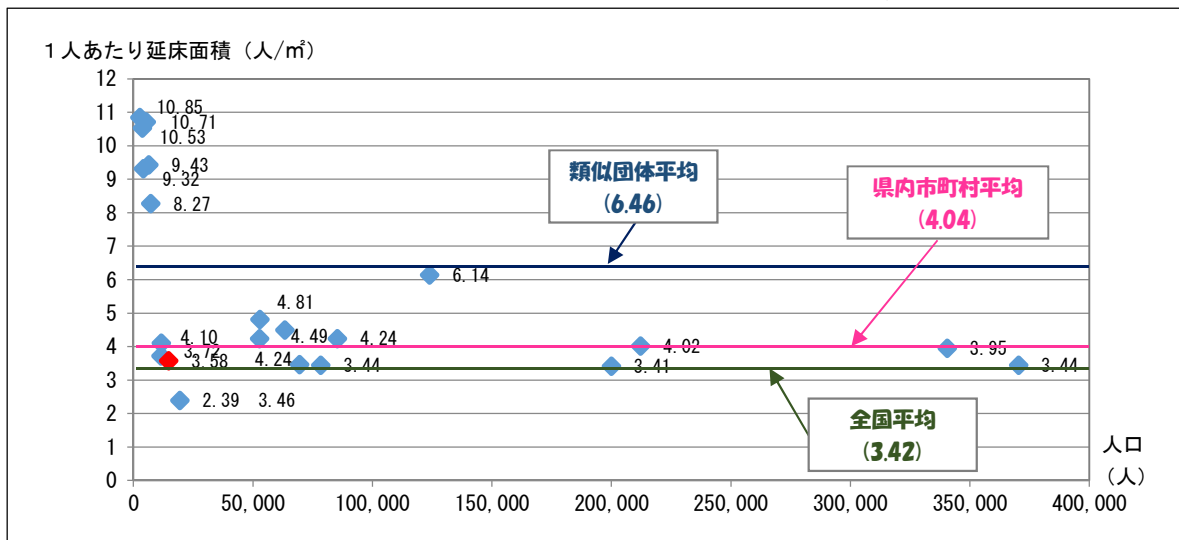
1-4. 住民1人あたりの延床面積

本村の住民1人あたりの延床面積は3.58㎡/人となっており、全国平均(3.42㎡/人)よりも若干高い水準となっていますが、県内市町村平均(4.04㎡/人)及び類似団体平均(6.46㎡/人)と比べると低い水準となっています。

県内市町村別の住民1人あたりの延床面積を見ると、神流町が10.85㎡/人と最も高く、吉岡町が2.39㎡/人と最も低く、本村は、藤岡市の3.46㎡/人に次いで6番目に低い水準となっています。

住民1人あたりの延床面積の相対的な傾向として、人口が少ない市町村において高い水準を示している割合が多く、人口が多い市町村は概ね低い水準を示しています。

図 3-4 県内市町村人口1人あたりの延床面積



資料：自治体別人口・公共施設延床面積リスト（平成22（2010）年 東洋大学作成資料）をもとに作成

表 3-1 県内市町村人口1人あたりの延床面積

市町村	人口 (人)	総延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡/人)	市町村	人口 (人)	総延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡/人)
前橋市	340,383	1,344,159	3.95	榛東村	14,610	52,361	3.58
高崎市	370,301	1,275,669	3.44	吉岡町	19,284	46,157	2.39
桐生市	123,810	760,155	6.14	神流町	2,556	27,722	10.85
伊勢崎市	199,820	681,840	3.41	長野原町	6,340	59,767	9.43
太田市	212,036	851,745	4.02	草津町	7,084	58,598	8.27
沼田市	52,837	254,020	4.81	高山村	4,075	37,959	9.32
館林市	78,270	269,550	3.44	片品村	5,286	56,602	10.71
渋川市	85,198	361,183	4.24	川場村	3,649	38,430	10.53
藤岡市	69,390	239,940	3.46	明和町	11,405	42,427	3.72
富岡市	52,677	223,277	4.24	千代田町	11,549	47,379	4.10
安中市	63,178	283,649	4.49	合 計	1,733,738	7,011,584	4.04

資料：自治体別人口・公共施設延床面積リスト（平成22（2010）年 東洋大学作成資料）をもとに作成

注) 本図表は、東洋大学が平成22（2010）年に全国調査を実施した結果によるもので、データ収集がされていない県内市町村については、本図表には含んでいません。

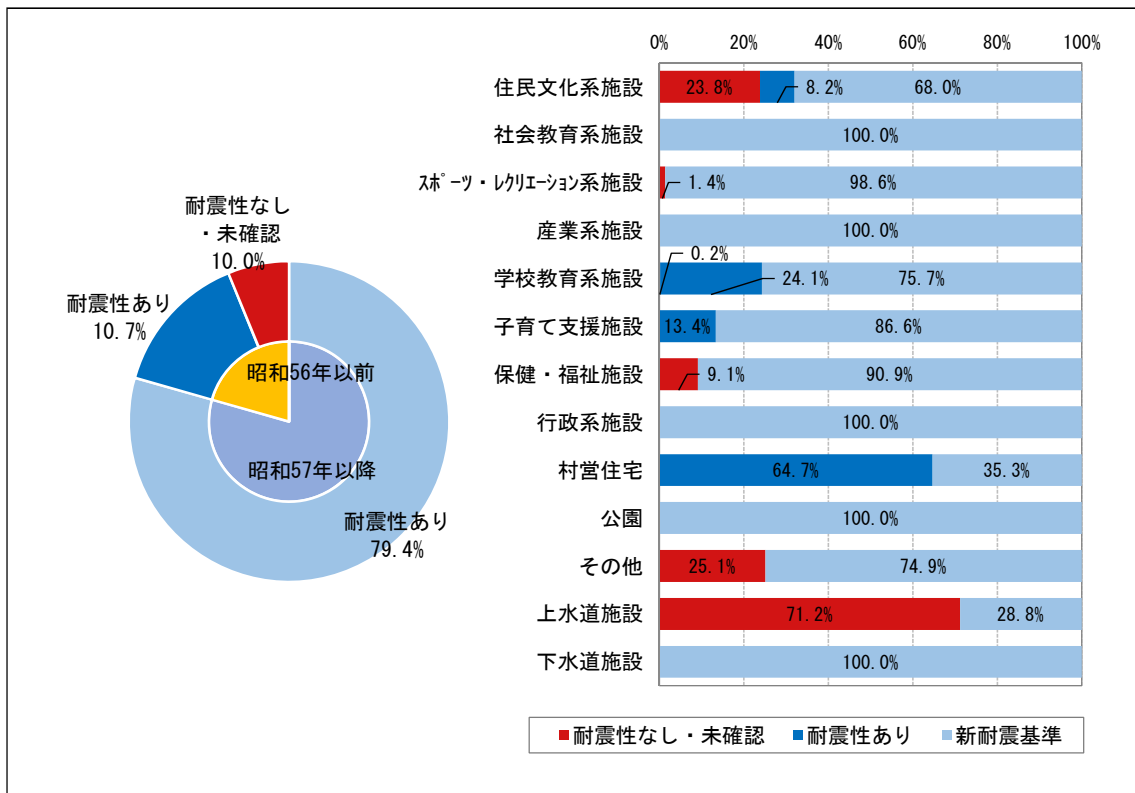
注) 全国平均値及び類似団体平均値についても、データ収集がされていない市町村は含んでいません。

1-5. 耐震化の状況

本村が保有する建築物は、全体延床面積の約 90.0%の施設で耐震性を有しています。これらの施設は、新耐震基準で建設された施設、又は旧耐震基準で建設された施設のうち、耐震基準を有する施設です。施設類型分類のうち、行政系施設、社会教育系施設、産業系施設、公園、下水道施設ではすべての施設が新耐震基準で建設された施設です。

耐震性なし、又は耐震性が確認されていない施設は、全体延床面積の約 10.0%を占めており、上水道施設、その他の施設、住民文化系施設での割合が高くなっています。

図 3-5 築年別延床面積の割合



注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

* 用語説明

〔新耐震基準・旧耐震基準〕

「建築基準法」は、建築物の敷地・構造・設備に関する最低の基準を定めている。昭和 25（1950）年に初めて制定され、現在の耐震基準は昭和 56（1981）年に改定されたもの。この改正以前を旧耐震基準、改正以降を新耐震基準と呼んでいる。

〔旧耐震基準〕

震度 5 程度の地震で倒壊しないこと。

〔新耐震基準〕

震度 6 強から 7 に達する大規模の地震動で倒壊・崩壊しないこと。
震度 5 強の中規模の地震動でほとんど損傷しないこと。

2. インフラ施設の現況

本村におけるインフラ施設（「道路」「橋りょう」「公園・グラウンド」「上水道」「下水道」）の保有状況は、次のとおりとなっています。

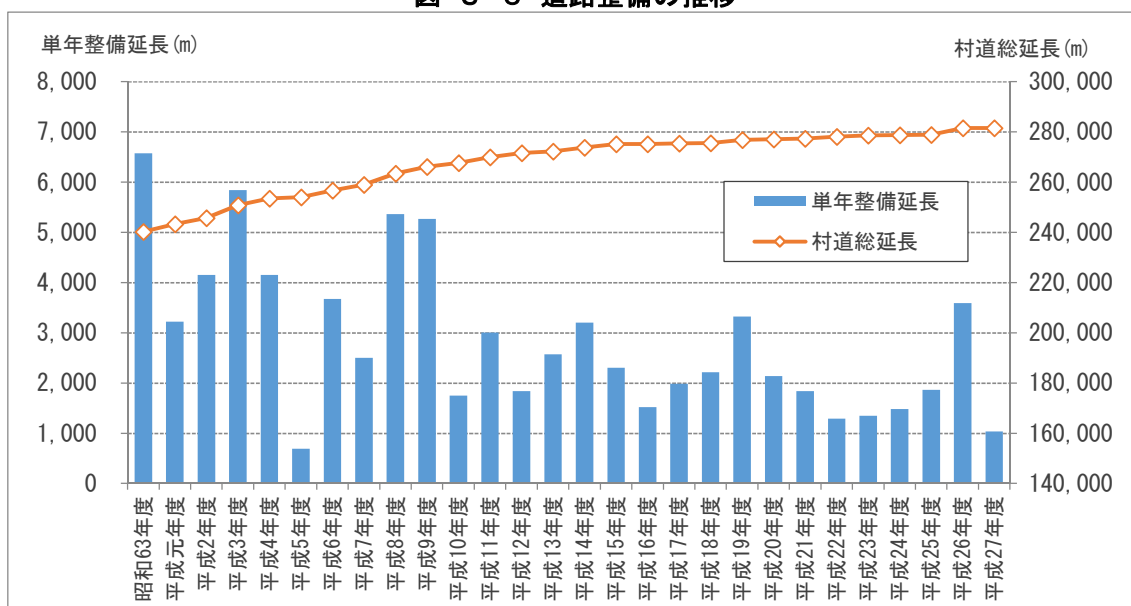
表 3-2 インフラ施設の保有状況

種別	内容	数量	備考
道路	道路延長	281,562 m	
橋りょう	橋面積	6,403 m ²	管理橋りょう数 151 橋
公園	公園面積	71,416 m ²	都市公園 10 箇所、その他公園 9 箇所
グラウンド	グラウンド面積	54,558 m ²	1 箇所
上水道	管路延長	124,322 m	
	導水管	1,409 m	
	送水管	6,699 m	
	配水管	116,214 m	
下水道 (公共下水道)	管路延長	64,113 m	
	污水管	64,113 m	
	雨水管	—	
下水道 (農業集落排水)	管路延長	47,841 m	
	污水管	47,841 m	
	雨水管	—	

2-1. 道路

道路は、平成 9 (1997) 年度までに多く整備されてきましたが、近年では道路延長の増加量は少なくなり、平成 27 (2015) 年度末時点で約 28 万 m となっています。

図 3-6 道路整備の推移



資料：榛東村

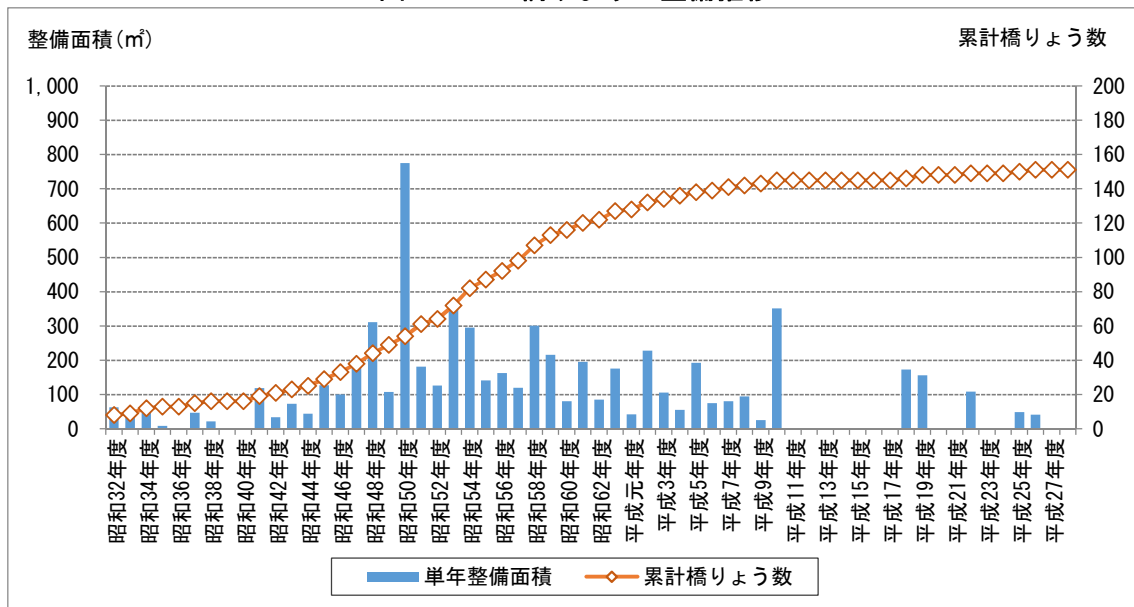
※昭和 62 年に道路認定路線の再編を行っていることから整備年度が明確になっている昭和 63 年度からの資料に基づき作成している。

2-2. 橋りょう

橋りょうは、昭和45(1970)年度以降平成10(1998)年度までは毎年増加していますが、近年では数年に1橋の増加となっています。平成27(2015)年度末時点で、橋りょう数は151橋、延長は約1,261m、面積は6,403.49㎡となっています。

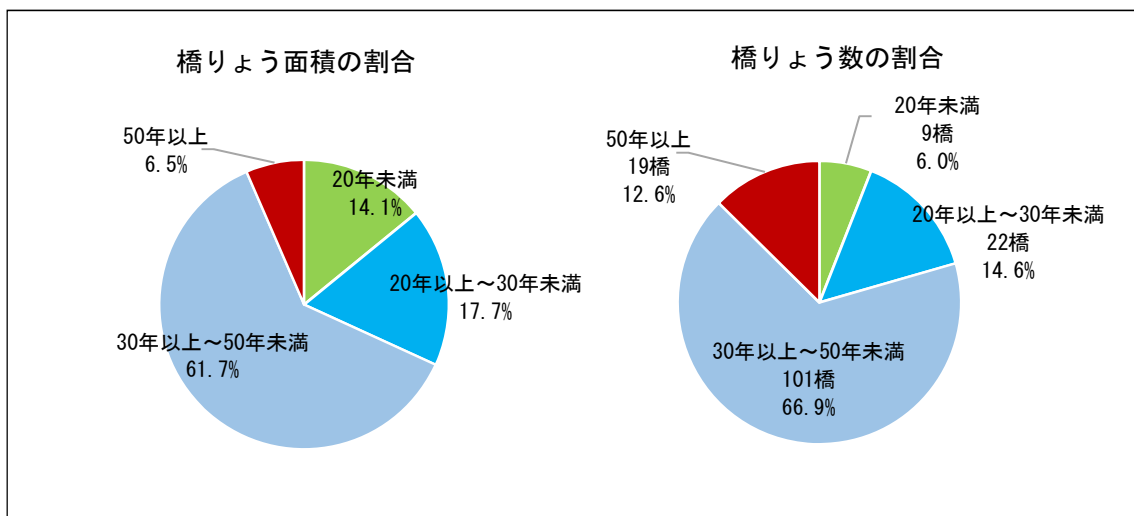
本村には、築50年以上経過している橋りょうが19橋存在し、橋りょう数の割合では全体の12.6%、面積では全体の6.5%を占めています。また、築30年以上の橋りょうを含めると、120橋存在し、橋りょう面積でも橋りょう数でも6割以上を占めています。

図3-7 橋りょうの整備推移



資料：榛東村

図3-8 整備別橋りょう面積と橋りょう数の割合



注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

資料：榛東村

2-3. 公園・グラウンド

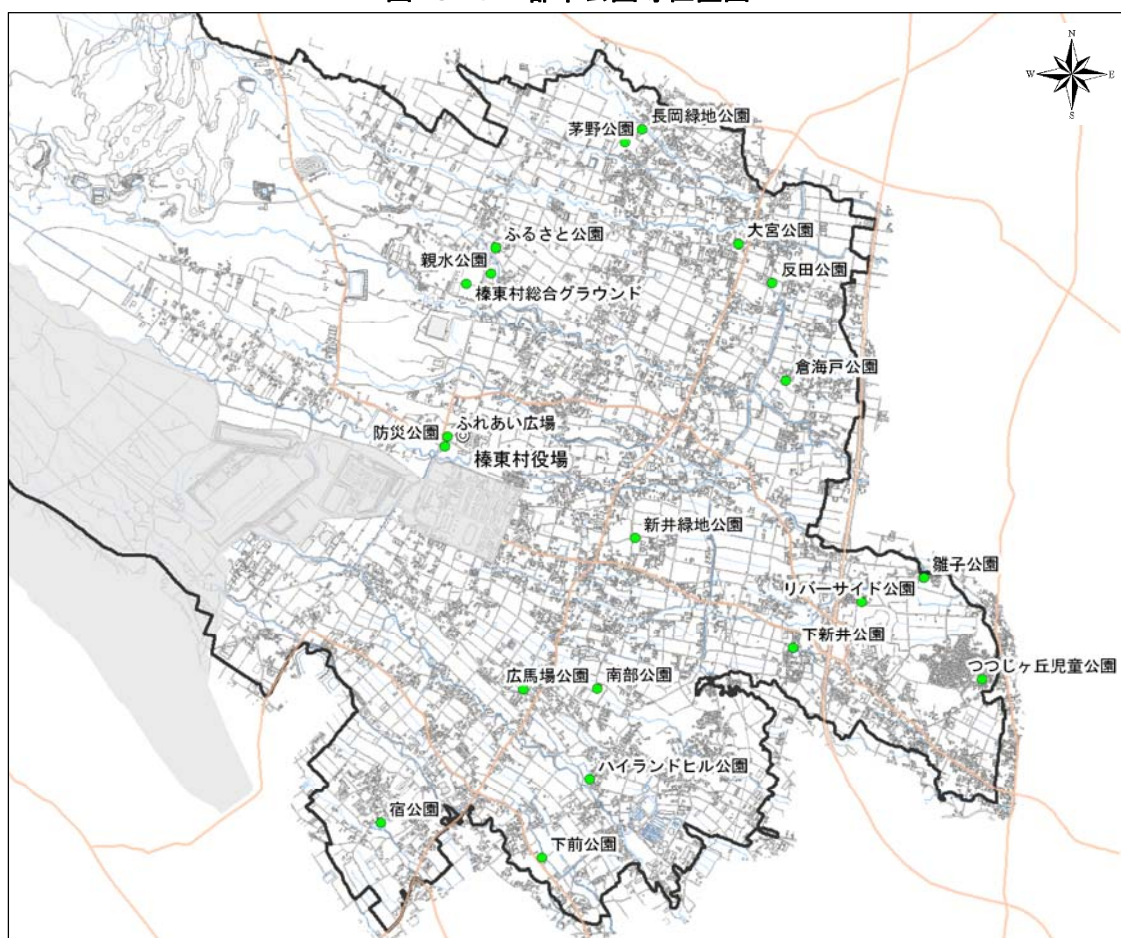
公園及びグラウンドは、平成27(2015)年度末時点で20箇所、面積は合計で125,974㎡あります。

表 3-3 都市公園等一覧

都市公園				その他公園・グラウンド			
	公園名称	地区	面積 (㎡)		公園名称	地区	面積 (㎡)
①	大宮公園	2区	1,522	①	長岡緑地公園	1区	2,856
②	下新井公園	21区	1,029	②	新井緑地公園	9区	5,020
③	宿公園	19区	1,447	③	つつじヶ丘児童公園	20区	3,513
④	下前公園	16区	1,000	④	リバーサイド公園	10区	387
⑤	倉海戸公園	5区	1,008	⑤	ハイランドヒル公園	14区	574
⑥	反田公園	1区	1,933	⑥	広馬場公園	14区	2,593
⑦	南部公園	14区	7,579	⑦	雛子公園	10区	418
⑧	親水公園	4区	1,263	⑧	ふれあい広場	8区	4,790
⑨	しんとうふるさと公園	4区	14,022	⑨	茅野公園	3区	16,802
⑩	防災公園	8区	3,660	⑩	総合グラウンド	4区	54,558
都市公園計			34,463	その他公園計			91,511

資料：榛東村

図 3-9 都市公園等位置図

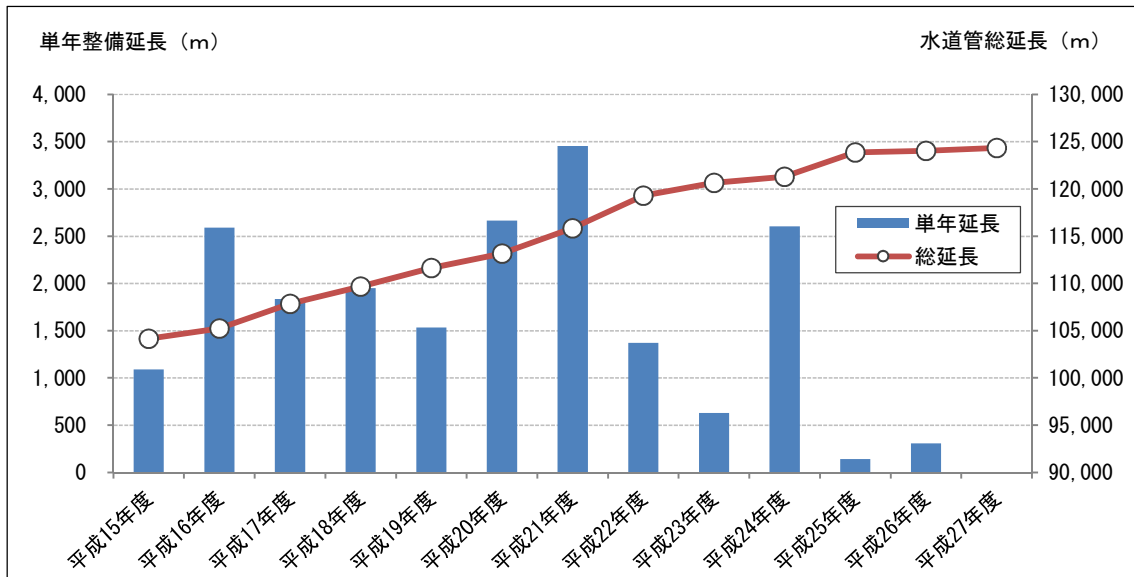


資料：榛東村

2-4. 水道

水道は、平成 27(2015)年度末時点で管路延長が 124,322m（導水管：1,409m、送水管：6,699m、配水管：116,214m）となっています。

図 3-10 水道管延長整備状況



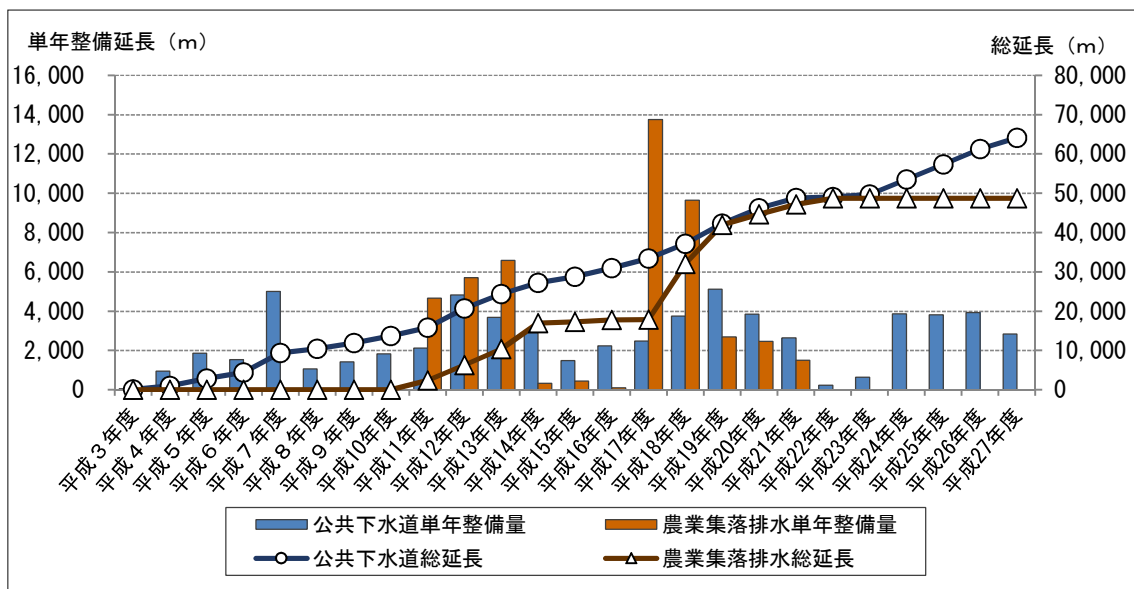
資料：榛東村

※水道の整備年度が明確となっている平成 15(2003)年度からの資料により作成している。

2-5. 下水道

下水道は、平成 27(2015)年度末時点で管路延長が 111,954m（公共下水道 64,113m、農業集落排水 47,841m）となっています。

図 3-11 下水道管路の整備延長の推移



資料：榛東村

第4章 中長期的な財政見通しと更新費用

1. 試算条件

本村が現在保有する公共施設等を、将来も同種、同規模で更新すると仮定し、次の条件で試算しました。

1-1. 建築物の大規模修繕・建替えの試算条件

更新周期や単価については、総務省監修の「公共施設等更新費用試算ソフト」における標準単価・標準更新周期を用います。

表 4-1 公共施設の大規模修繕・建替え費用設定単価

類型分類	大規模修繕	建替え	類型分類	大規模修繕	建替え
住民文化系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²	行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
社会教育系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²	村営住宅	17 万円/m ²	28 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²	公園	17 万円/m ²	33 万円/m ²
産業系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²	その他	20 万円/m ²	36 万円/m ²
学校教育系施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²	上水道施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
子育て支援施設	17 万円/m ²	33 万円/m ²	下水道施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
保健・福祉施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²			

注) 更新周期は、大規模修繕を 30 年、建替えを 60 年に設定している。

1-2. インフラ施設の更新の試算条件

更新周期や単価については、総務省監修の「公共施設等更新費用試算ソフト」における標準単価・標準更新周期を用い算出します。

表 4-2 インフラ施設の更新設定単価

インフラ		更新周期	更新費用
道路		15 年	4.7 千円/m ²
橋りょう	PC 橋	60 年	425 千円/m ²
	鋼橋		500 千円/m ²
上水道	導水管：300mm 未満	40 年	100 千円/m
	導水管：300mm 以上		114 千円/m
	送水管：300mm 未満		100 千円/m
	送水管：300mm 以上		114 千円/m
	配水管：150mm 以下		97 千円/m
	配水管：200mm 以下		100 千円/m
	配水管：250mm 以下		103 千円/m
	配水管：300mm 以下		106 千円/m
公共下水道	管径：～250 mm	50 年	60 千円/m
	管径：251 mm～500 mm		116 千円/m
	管径：501 mm～1000 mm		295 千円/m
農業集落排水	管径：～250 mm	50 年	60 千円/m

注) 「公共施設等更新費用試算ソフト」で対象としているインフラ施設を対象とした試算。

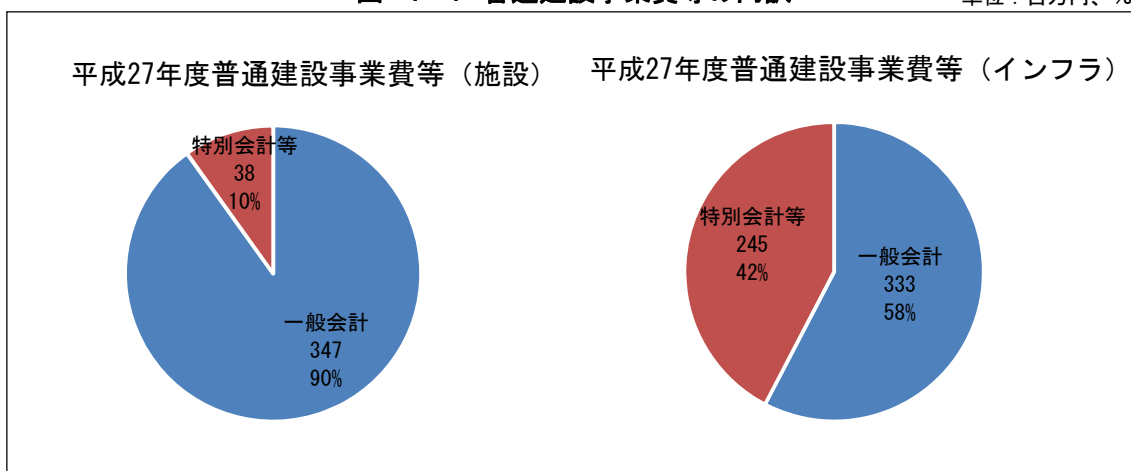
1-3. 普通建設事業費等の会計別割合

本村の公共施設等に係る会計は、一般会計、水道事業会計、下水道事業特別会計（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業）、学校給食事業特別会計等があります。

公共建築物に係る普通建設事業費等（普通建設事業費・建設改良費）は、平成 27(2015)年度決算において、一般会計が約 3.5 億円(約 90%)、特別会計等が約 0.4 億円（約 10%）となっています。また、インフラに係る普通建設事業費等は、一般会計が約 3.3 億円（約 58%）、特別会計等が約 2.5 億円（約 42%）となっています。

図 4-1 普通建設事業費等の内訳

単位：百万円、%



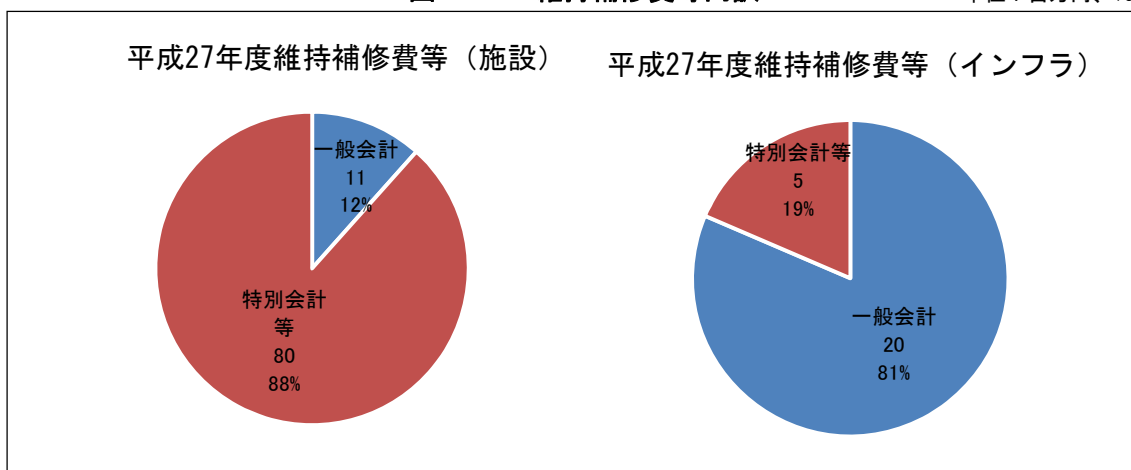
資料：榛東村

1-4. 維持補修費等の会計別割合

公共建築物に係る維持補修費等（維持補修費・維持管理費）は、平成 27(2015)年度決算において、一般会計が約 0.1 億円(約 12%)、特別会計等が約 0.8 億円（約 88%）となっています。また、インフラに係る維持補修費等は、一般会計が約 0.2 億円（約 81%）、特別会計等が約 0.05 億円（約 19%）となっています。

図 4-2 維持補修費等内訳

単位：百万円、%



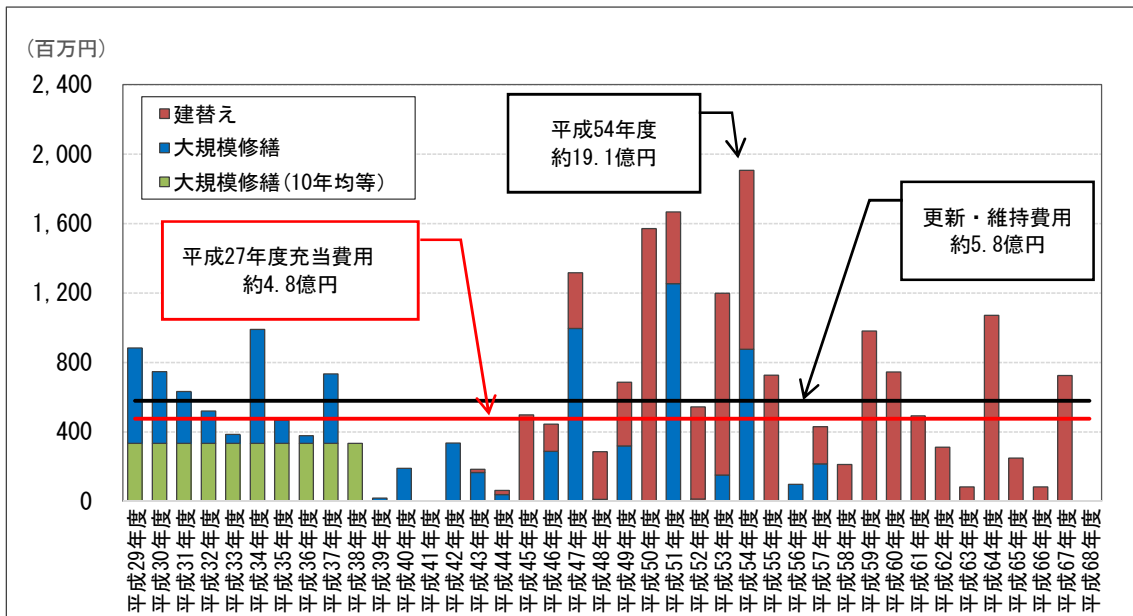
資料：榛東村

2. 公共建築物の年度別大規模修繕と更新費用

すべての公共建築物を更新するとした場合の計画期間で必要となる費用は、大規模修繕費用が約110.2億円、建替え費用が約121.4億円で、合計約231.6億円と試算され、年平均にすると約5.8億円の費用が必要となります。

一方、平成27(2015)年度決算で公共建築物の更新・保全のために充当された費用である約4.8億円が現状のまま推移すると仮定した場合、1年では約1.0億円、計画期間である40年間で約41.3億円の財源が不足すると試算されます。

図 4-3 公共建築物の年度別大規模修繕・更新費用の推移



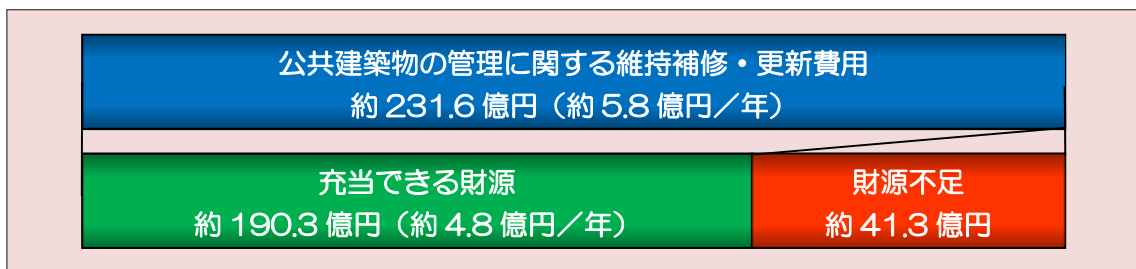
注) 築30年を経過しているが大規模修繕を実施していない建築物については、直近の10年で均等に大規模修繕を行うと仮定する。

注) 築30年を経過する前に修繕計画があるものは、計画のある年に実施されると想定する。

注) 既に大規模修繕を実施した建築物については、実施した年から30年後に建て替えを行うものと想定する。

表 4-3 公共建築物の更新費用試算

	大規模修繕費用	(うち修繕取残分)	建替え費用	合計
総額	約110.2億円	約33.3億円	約121.4億円	約231.6億円
40年平均	約2.8億円	約3.3億円(10年平均)	約3.0億円	約5.8億円



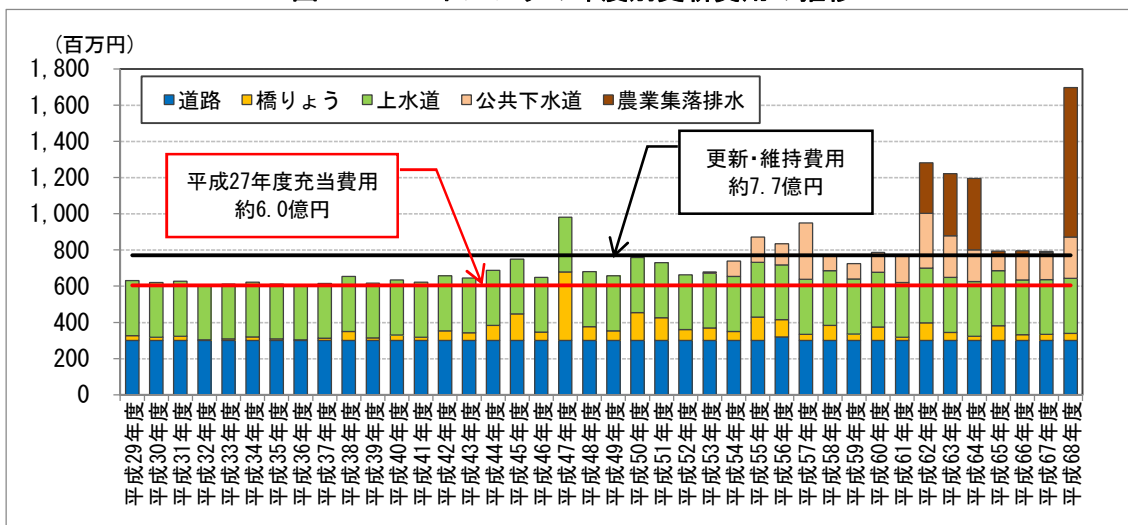
注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

3. インフラ施設の年度別更新費用

インフラ施設のうち、道路・橋りょう・上水道・下水道を更新した場合の計画期間で必要となる費用は、約308.3億円と試算され、年平均にすると約7.7億円の費用が必要となります。

一方、平成27(2015)年度決算でインフラ（河川、公園等を含む）施設のために充当された費用（特別会計を含む）の約6.0億円が現状のまま推移すると仮定した場合、1年では約1.7億円、計画期間である40年間で約66.9億円の財源が不足すると試算されます。

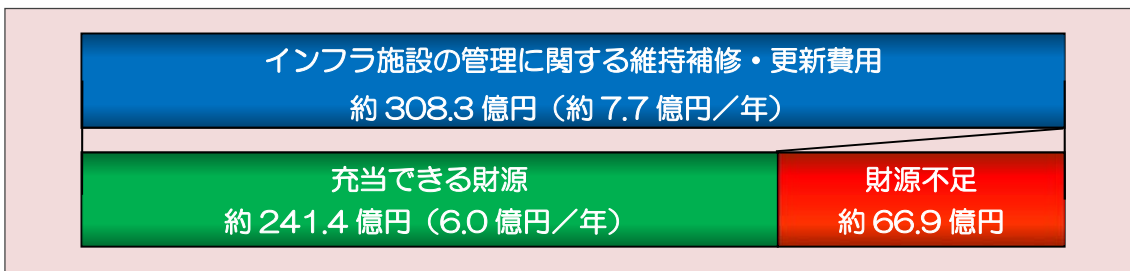
図 4-4 インフラの年度別更新費用の推移



- 注) 道路は、整備面積を更新年数15年で割った面積を1年間の舗装の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより、1年間の更新費用を試算する。
- 注) 橋りょうは、整備年度に更新周期を合わせ、延長に更新単価を乗じることで各年の更新費用を試算する。すでに更新周期(60年)を経過しているものは、他の橋りょう整備がない年に加算する。
- 注) 上水道は、管路の設置時期が不明な箇所が含まれていること、更新周期が本計画期間と同じ40年間であることから、総管延長を更新年数40年で割った面積を1年間の整備量と仮定し、更新単価を乗じることにより、1年間の更新費用を試算する。
- 注) 下水道は、整備年度に更新周期を合わせ、延長に更新単価を乗じることで各年の更新費用を試算する。
- 注) インフラに関する普通建設事業費等には、河川・公園などに関する費用も含まれている。
- 注) 農業用水渇水対策給水施設は本試算に含んでおらず、計画見直し時に考慮するものとする。

表 4-4 インフラ施設更新費用試算

	道路	橋りょう	上水道	公共下水道	農業集落排水	合計
総額	約 120.1 億円	約 24.1 億円	約 121.3 億円	約 24.0 億円	約 18.9 億円	約 308.3 億円
40年平均	約 3.0 億円	約 0.6 億円	約 3.0 億円	約 0.6 億円	約 0.5 億円	約 7.7 億円



注) 合計は四捨五入により、その内訳の総数と一致しない場合があります。

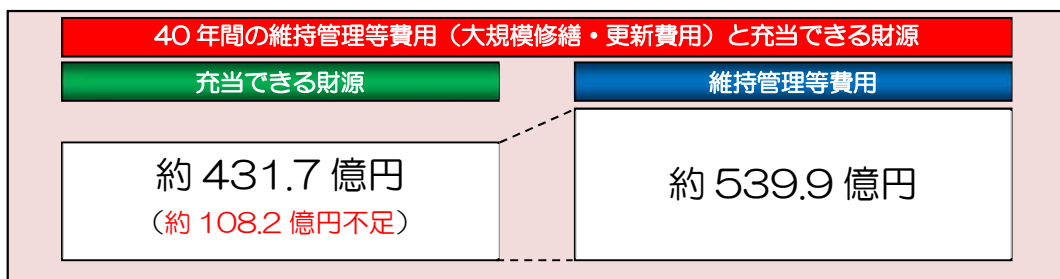
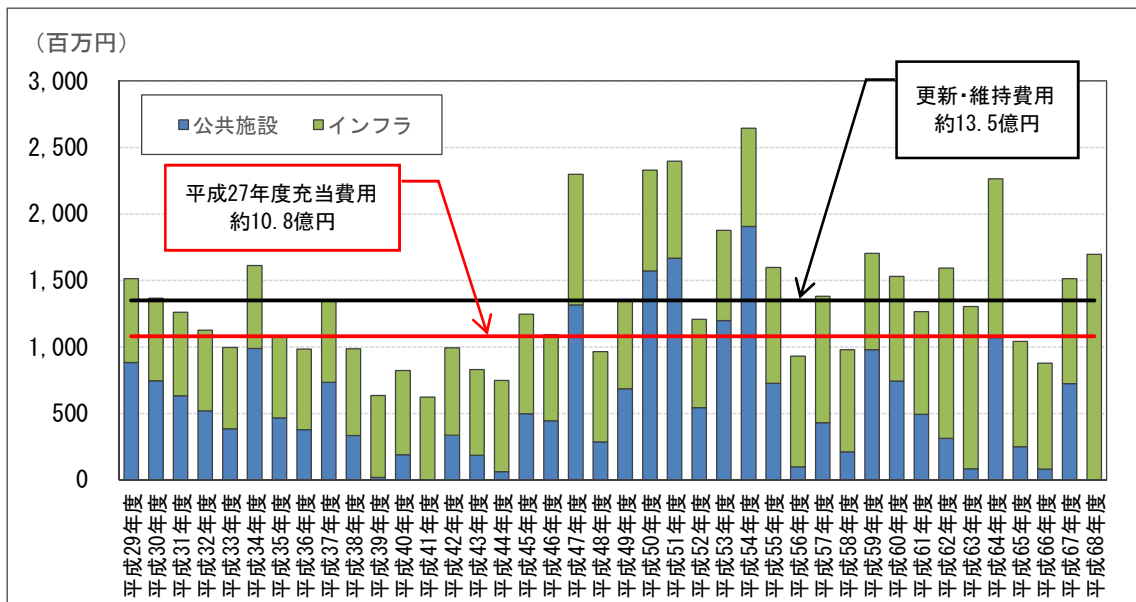
4. 公共建築物＋インフラ施設の年度別更新費用

公共建築物とインフラ施設（公園、河川等を除く）の試算を合わせると、計画期間で必要となる費用は、合計約539.9億円、年平均約13.5億円と試算されます。

一方、平成27(2015)年度決算で公共建築物及びインフラ（道路・橋りょう・上水道・下水道）施設のために充当された費用、約10.8億円が現状のまま推移すると仮定した場合、1年間で約2.7億円、計画期間である40年間では約108.2億円の財源が不足すると試算されます。

今後は生産年齢人口の減少や少子高齢化の進行などによる税収の減少や社会保障費の増大が予想され、現況の公共建築物及びインフラ施設の規模を今後も維持していくことは、厳しい状況であると推察されることから、今後は公共建築物やインフラ施設の最適化及び長寿命化等の取組が必要となります。

図 4-5 公共施設等の更新費用推計



公共施設等の最適化及び長寿命化等への取組が必要

第5章 現況や課題に対する基本認識

公共施設等は、これまで量的な拡充や耐用年数において更新を行うこと等で社会的ニーズに対応してきました。しかし、人口減少及び少子高齢化をはじめとした社会状況の変化、あるいはこれら施設の老朽化は、公共施設に対する次のような変化をもたらすことが想定されます。

1. 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対するニーズの変化

人口減少及び少子高齢化は、公共施設等の質や量に対し、次のような変化をもたらすことが想定されます。

- ・ 高齢者を対象とした保健・福祉施設需要の増加
- ・ 少子化の進展による子育て支援施設や学校教育施設等における余剰の発生
- ・ 人口減少による施設等の相対的な需要の減少による余剰の発生
- ・ 市街地と非市街地での人口密度の格差による施設配置のアンバランスの発生 等

2. 公共施設等につけられる財源の減少

人口減少及び少子高齢化は、公共施設等の質や量に対する需要の変化ばかりでなく、公共施設等につけられる財源の減少をもたらします。

- ・ 生産年齢人口の減少による村税収入の減少
- ・ 高齢者の増加に伴う扶助費等の増加

3. 公共施設等の老朽化と更新費用等の増加

公共施設等の老朽化により次のような更新費用等の増加が想定されます。

- ・ 公共施設等の老朽化に伴う修繕及び更新費用の増加
- ・ 公共施設等の修繕及び更新時期の集中による年度別充当財源の不足

第6章 公共建築物の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物の管理に対する基本的な方針

公共建築物の管理に関して、現状や課題に対する基本認識を踏まえ、以下の3つの視点を基に進めることとします。

視点1：公共建築物の質・量の最適化

財源の縮小等の厳しい財政状況にあっても、必要な公共サービスや機能を提供していくため、限られた財源と資産を最大限に有効活用することが必要です。

そのためには、公共建築物の需要量とニーズの的確な把握及びその配置といった質と量、公共建築物の維持管理・更新・運営等に係る費用対効果の最大化や平準化等のコスト・サービスの適正化を図ります。

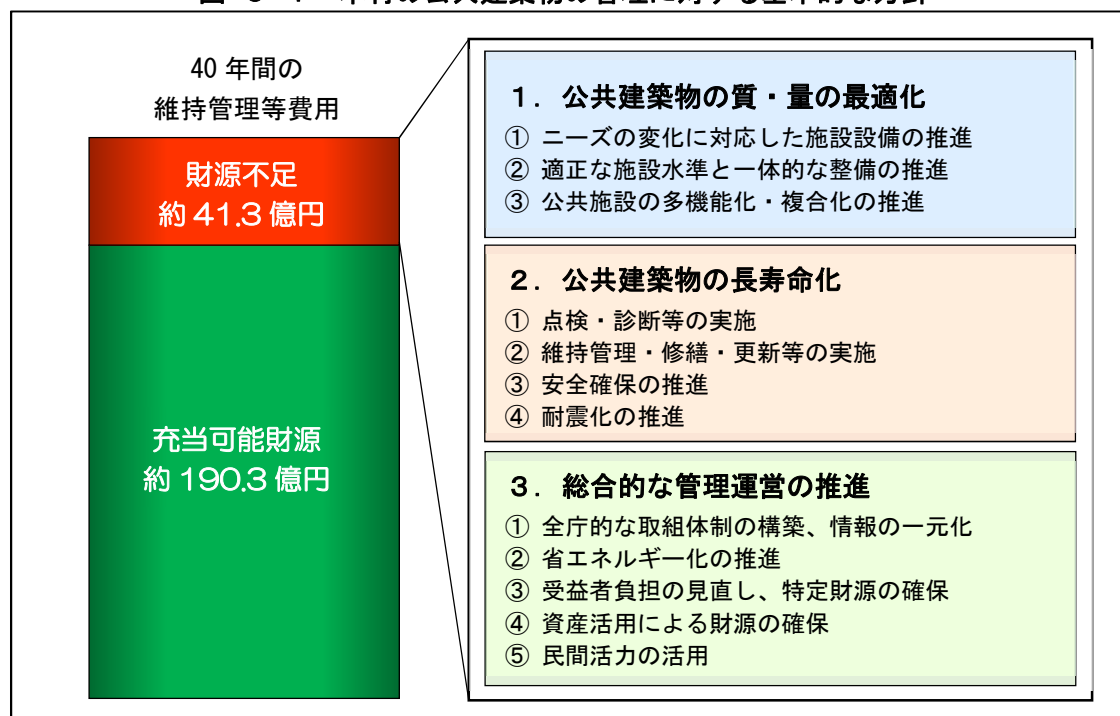
視点2：公共建築物の長寿命化

公共建築物は、安全・安心を確保しつつ活用することが前提であり、点検・診断・修繕を行いつつ、必要に応じて大規模改修等を行うことにより、公共建築物の長寿命化を図ります。

視点3：総合的な管理運営の推進

公共建築物の総合的な管理に当たっては、庁内の取組体制の構築、情報の一元管理、省エネルギー対策等の幅広い分野での取り組みを実施していきます。

図 6-1 本村の公共建築物の管理に対する基本的な方針



1-1. 公共建築物の質・量等の最適化

人口動態や社会情勢の変化による個々の施設の需要予測をもとに、必要性が低くなった施設の規模縮小や統合・廃止等を検討します。必要性の高い施設は、新設・更新を行うなど、適切な規模・サービス水準等の検討を行います。

【主な取組内容】

① ニーズの変化に対応した施設整備の推進

人口減少及び少子高齢化の予測を行い、その進展にあわせ行政サービスの水準として必要な機能・面積等の検討を行います。計画にあたっては、地区ごとの人口動態やニーズを踏まえた施設の再編を検討します。

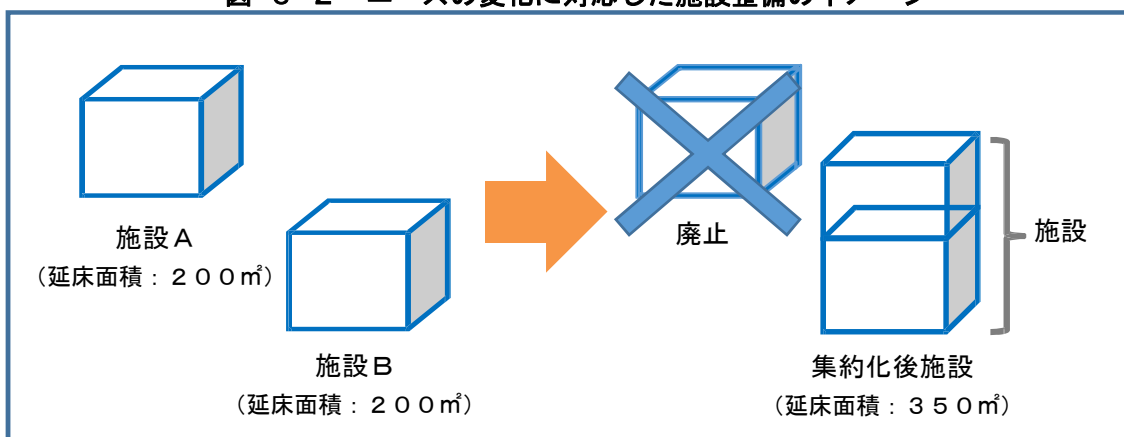
② 適正な施設水準のあり方との一体的な整備の推進

将来的な展望のもとに今後の施設のあり方、利用のされ方等の検討を行い、施設のサービス水準のあり方の目標を設定し、長期的な視点から最も効果的・効率的なサービスの提供方法を検討します。

③ 公共建築物の多機能化・複合化の推進

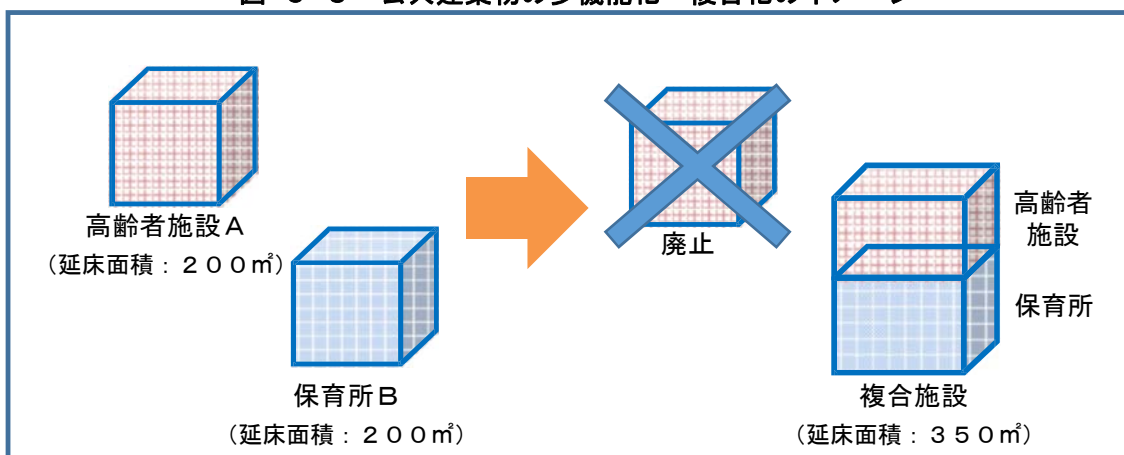
既存公共建築物の多機能化・複合化による適正な施設量・コストによるサービス提供に取組み、トータルコストの縮減とサービスの維持向上を検討します。

図 6-2 ニーズの変化に対応した施設整備のイメージ



資料：公共施設等総合管理計画と自治体の取組み（総務省）をもとに作成

図 6-3 公共建築物の多機能化・複合化のイメージ



資料：公共施設等総合管理計画と自治体の取組み（総務省）をもとに作成

1-2. 公共建築物の長寿命化

点検・診断に基づき安全性を確保した予防保全型の維持管理を実施し、公共施設の長寿命化を推進することで、財政負担の軽減や平準化に取り組みます。

【主な取組内容】

① 点検・診断等の実施

日常点検や法定点検を継続して実施し、必要に応じて劣化診断等を行うことで、詳細な状況把握や点検及び診断に関する情報の蓄積を行います。

② 維持管理・修繕・更新等の実施

維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画の策定に役立てます。

大規模改修と各公共建築物の劣化に関する点検結果から導かれた補修工事については、公共建築物の維持管理を所管する部署が一元管理を行い、財政状況に応じて優先順位を定め、トータルコストの縮減及び平準化を図りながら、適切な公共建築物の維持管理を行います。

③ 安全確保の推進

点検・診断結果により危険性の高いことが認められた公共建築物は、危険箇所の除去、立入禁止措置、利用者への周知徹底などの対応策を実施します。

安全性の確保が困難となった施設は、使用を禁止するなどの対応を行い、安全確保のための工事の実施、又は公共建築物の取り壊し等についての方針を定め、方針に沿った事業を実施することで、利用者の安全を確保します。

④ 耐震化の推進

耐震性が確保されていない公共建築物については、耐震化の優先順位を検討し、計画的に耐震化を推進していきます。

1-3. 総合的な管理運営の推進

行政の取組体制の構築、民間活力の活用、省エネルギー等の多様な取組の実施による総合的な管理運営を図ります。

【主な取組内容】

① 全庁的な取組体制の構築、情報の一元化

公共建築物の総合的かつ計画的な管理に対する全庁的な推進体制の整備を図りつつ、土地・建物に関する情報や施設類型ごとの維持管理に関する情報等の一元管理を行うことで効果的なマネジメントを行います。

また、職員研修の実施、外部講習会への参加等により情報の共有、意識の向上に努めます。

② 省エネルギー化の推進

効率性の高い環境性能に優れた設備の導入や自然エネルギーの活用等を検討し、公共建築物の省エネルギー化を推進します。

③ 受益者負担の見直し、特定財源の確保

公共建築物や行政財産の利用に係る使用料・手数料等については、社会経済情勢の変化を踏まえながら、受益者負担の適正化の観点から、その適切な水準について定期的に見直しを検討します。

また、公共建築物の維持・補修・更新費用として、国及び県の補助金等の積極的な活用を行います。

④ 資産活用による財源の確保

未利用資産や公共施設の整理統合等により生じた余剰地等の売却や貸付により、公共建築物への投資財源の確保を進めます。

⑤ 民間活力の活用

トータルコストの低減策のひとつとして、指定管理者制度、管理業務の包括的な委託など、民間のノウハウ、資金を活用した管理運営体制の拡充等について検討します。

また、地域住民参加による生活に密着した公共建築物の日常的な維持管理を推進します。

⑥ 国、県、近隣市町村との連携

公共建築物の更新にあたっては、国・県・近隣市町村との相互利用等の可能性について検討していきます。

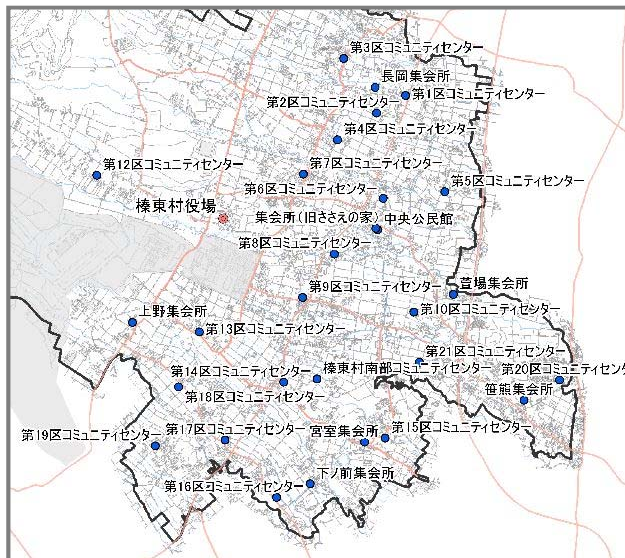
2. 主な施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

2-1. 住民文化系施設の管理に関する基本的な方針

① 現状

住民文化系施設は、公民館が1棟、コミュニティセンターが21棟、集会所が7棟の合計29棟となっています。このうち耐震性が不足している施設は、中央公民館を含む5棟あります。

図 6-4 住民文化系施設位置図



② 基本的な方針

コミュニティセンターは、地域の総合的な活動拠点であり、村の行政全般の情報収集・提供などの機能を有するものです。従って、地域の住民が日常的に利用しやすいよう地域のコミュニティ単位を考慮して設置されています。

今後の人口減少が想定される中で、それぞれのコミュニティ単位ごとの将来人口を見通し、施設の老朽状況を見極めながら、地域ニーズや利用状況等を踏まえ、維持管理や整備を図っていくものとします。

個別施設に関する基本的な方針

■ 中央公民館

中央公民館は老朽化が進んでいることから、建替整備を検討します。

■ その他のコミュニティセンター・集会所

施設の長期利用を図るため、老朽化が進行している施設については、老朽度や耐震化状況などを踏まえ、計画的な改修による長寿命化を図ると共に、段差解消やバリアフリー化、トイレの改修工事等により、高齢者や障害者の使いやすい施設への改善を検討します。

また、施設の更新時には、地域ニーズや利用状況等を踏まえ、今後の施設のあり方等を検討します。

既存施設は、地域住民や区等での利用の増進を図っていくとともに、住民による施設の維持管理等について検討し、効率的かつ効果的な施設運営を目指します。

2-2. スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本的な方針

① 現状

スポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツ施設が5棟、観光・保養施設が2棟の合計7棟あります。

スポーツ施設のうち総合グラウンドは、施設内の建築物が築11年と比較的新しいものの、グラウンドの利用率が比較的高いことから、サッカー場やテニスコートの人工芝等の経年劣化が進んできており、改修に着手しています。

村民プールは、年間2,700人程度の利用がありましたが、築40年以上経過しており老朽化が進んでいるため、現在閉鎖中となっています。

その他の施設は、ほぼ築20年以内で、全て耐震性を有しています。

図 6-5 スポ・レク系施設位置図



② 基本的な方針

スポーツ・レクリエーション系施設は、村民の健康増進や体力増進等のため、施設の充実や利用促進を図るとともに、継続的な施設利用のため長寿命化を推進します。

個別施設に関する基本的な方針

■ 総合グラウンド

村民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、施設の充実及び利用の促進に努めるとともに、計画的な改修の実施により施設の長寿命化を図ります。

■ 村民プール

村民プールは、老朽化により閉鎖中ですが、学校プールの活用や村民の利用実態及び要望等を踏まえ、今後の再整備方針等について検討を行います。

■ その他のスポーツ・レクリエーション系施設

その他のスポーツ・レクリエーション系施設は、定期的な点検等の実施により、利用者の安全性の確保に努めるとともに、計画的な改修の実施により施設の長寿命化を図ります。

■ 観光・保養施設

定期的な点検等の実施により、利用者の安全性の確保に努めるとともに、更新時には、今後の施設のあり方等を検討します。

2-3. 学校教育系施設の管理に関する基本的な方針

① 現況

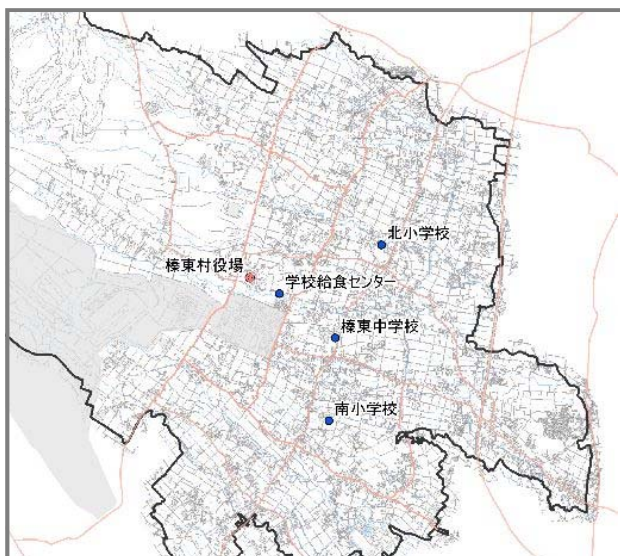
学校教育系施設は、小学校が2棟、中学校が1棟、学校給食センターが1棟の合計4棟となっています。

小学校は、両校とも校舎が築30年以上経過しています。

中学校は、特別教室棟が築30年以上経過していますが、他の建物は比較的最近建築されたものです。

学校給食センターは、小学校と同様に築約30年が経過し、設備も含め老朽化が進んでいる状況です。

図 6-6 学校教育系施設位置図



② 基本的な方針

児童・生徒の充実した教育環境を確保するため、施設の計画的な改修・整備を進め、長寿命化を図るとともに、学力向上を目的とした少人数学級の導入、空き教室の活用等を検討することにより、施設の有効活用を図ります。また、学校給食センターは老朽化が進んでいるため、建替えを検討します。

2-4. 社会教育系施設の管理に関する基本的な方針

① 現況

社会教育系施設は茅野遺跡からの出土品や世界各地から集められた耳飾りを展示する耳飾り館と、隣保館の2棟となっています。耳飾り館は、築24年と老朽化が懸念されています。

図 6-7 社会教育系施設位置図



② 基本的な方針

耳飾り館は、村の歴史に関する資料の収集や保存・研究に努め、その成果を教育普及事業等により広く還元していく施設として、また、隣保館は、地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点

となる施設として、ともに村にとって重要な施設であることから、施設の老朽化を防止するための長寿命化対策を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

2-5. 子育て支援施設の管理に関する基本的な方針

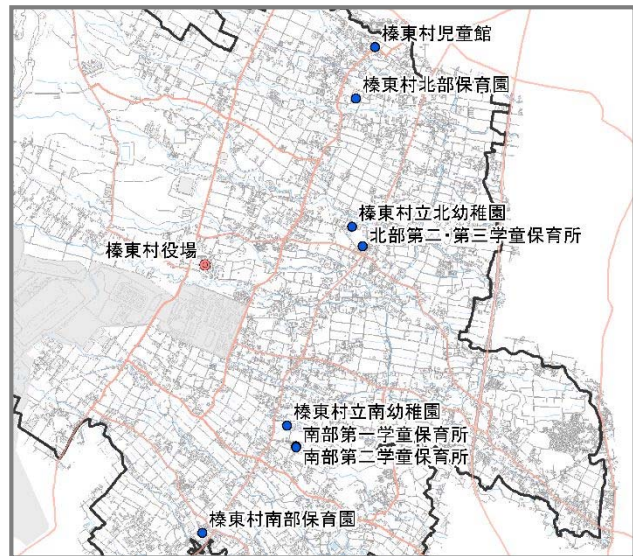
① 現況

子育て支援施設は、幼稚園が2棟、保育園が2棟※¹、学童保育所が3棟※²、児童館が1棟の合計8棟となっています。

このうち、幼稚園2棟、児童館、北部第二・第三学童保育所は築30年以上経過しており、老朽化の進行が懸念されています。また、保育園は、南部保育園が築15年、北部保育園が築11年となっています。

南部第一学童保育所は、平成26(2014)年度に建設されたばかりで、築2年の新しい施設となっています。

図 6-8 子育て支援施設位置図



② 基本的な方針

少子高齢化による保育の需要量などを見据えた上で、今後の保育・教育施設のあり方について検討します。

また、定期的な点検や計画的な修繕・改修の実施により適切な維持管理に努めるとともに、老朽化が著しい施設については、計画的な修繕や大規模改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。

※1

北部保育園と南部保育園は、村が施設を貸出し、民間事業者による運営が行われています。

※2

文中の施設数は、建物数を表したもので、学童保育所は、榎東北部第一学童保育所（北小学校内）、北部第二・第三学童保育所及び南部第一・第二学童保育所の合計5箇所で行われています。

2-6. 保健・福祉施設の管理に関する基本的な方針

① 現況

保健・福祉施設は下新井高齢者生活支援センター、デイサービスセンター、総合福祉センター（ささえの家）、保健相談センターの合計4棟となっています。これら4棟については、いずれも耐震性が確保されていますが、下新井高齢者生活支援センターは、築37年を経過しており、施設の老朽化が懸念されます。

保健相談センター、総合福祉センター（ささえの家）は、築10年前後であり、比較的健全な状態が保たれています。

図 6-9 保健・福祉施設位置図



② 基本的な方針

既存施設の長寿命化を図るとともに、今後の高齢者の増加に対応した機能強化・拡充を前提とした施設のあり方等について総合的な検討を行います。

特に、高齢者福祉施設の新規整備に当たっては、長期的な見通しに立って、スケルトン・インフィル（柱・梁などを長期仕様にし、将来の用途変更に対して、間仕切り、壁、内装等の変更だけで対応できるというもの）の設計の採用や、施設の複合化などについて検討を行います。

個別施設に関する基本的な方針

■ 下新井高齢者生活支援センター

下新井高齢者生活支援センターは、施設の老朽度や利用状況を踏まえ、施設のあり方を総合的に検討します。

■ その他の保健・福祉施設

その他の保健・福祉施設は、村民の健康の保持及び増進を図る上で必要な施設であることから、定期的な点検や計画的な修繕の実施により適切な維持管理に努めます。

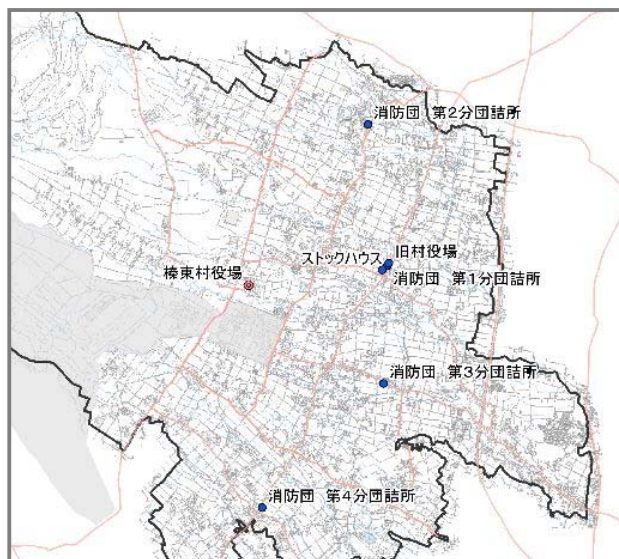
2-7. 行政系施設の管理に関する基本的な方針

① 現況

行政系施設は、役場庁舎1棟と庁舎内の車庫等が3棟、旧役場跡地の倉庫等が3棟、ストックハウス（資源ごみ集積場）が1棟あり、合計8棟となっています。役場庁舎は、平成21(2009)年度に建築されたもので、耐震性、老朽化ともに現時点では特に問題はありません。

また、消防施設は消防団詰所が4施設あり、いずれも築20年以内で、第1分団詰所は平成26(2014)年度に建築されています。

図 6-10 行政系施設位置図



② 基本的な方針

行政系施設は、村民に対する行政サービスの提供拠点として、また、防災活動拠点として特に重要な施設であることから、施設の老朽化を防止するための長寿命化対策を行うことで、村民に対して切れ目のない行政サービスの提供を目指します。

2-8. 村営住宅の管理に関する基本的な方針

① 現況

村営住宅は、北野住宅、中野住宅、南野住宅、新井住宅、下ノ前住宅の合計5箇所となっており、中野住宅、南野住宅、下ノ前住宅では入居率100%、北野住宅、新井住宅においても入居率90%以上であり、利用水準が高い状況となっています。

しかしながら、新井住宅を除く4つの村営住宅は、いずれも築40年近く経過しており、施設の老朽化が懸念されています。

図 6-11 村営住宅位置図



② 基本的な方針

村営住宅については、「村営住宅長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、人口の減少傾向や利用状況等を勘案しつつ、建替えや用途廃止等に関する検討を行います。

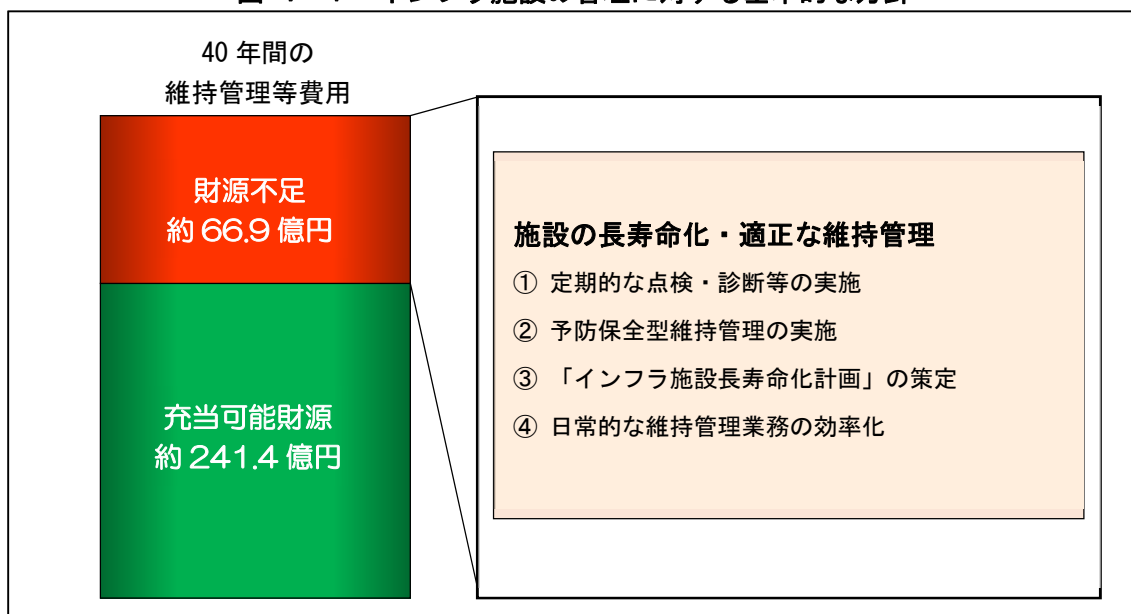
第7章 インフラ施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. インフラ施設の管理に対する基本的な方針

インフラ施設は、道路、橋りょう、公園、上水道、下水道等があり、施設量も多く、施設ごとに多様な管理を行っているため、既存施設を維持していただくだけでも多くの費用が必要となります。また、いまだ整備が十分でない施設や更なる拡充が必要な施設等もあり、新たな施設整備費の負担と新規整備に伴う維持管理費の増加も見込まれるため、より計画的かつ戦略的な整備と維持管理が必要です。

そのため、インフラ施設に関しては、施設の長寿命化及び適正な維持管理を推進することとします。

図 7-1 インフラ施設の管理に対する基本的な方針



【主な取組内容】

① 定期的な点検・診断の実施

劣化や損傷の進行度合いは、利用状況や設置場所等により異なるため、各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断を実施します。

② 予防保全型維持管理の実施

損傷が軽微な段階で予防的な修繕対策を実施することでトータルコストの削減を図ります。また、修繕・更新の時期を適切に把握することで、財政負担の平準化を図ります。

③ 「インフラ施設長寿命化計画」の策定

本計画に基づき、個別施設単位の具体的な対応方針を定めた長寿命化計画を策定することで計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

④ 日常的な維持管理業務の効率化

身近なインフラ施設の清掃・除草等について、地域住民との協働による管理体制を構築することで、施設の日常的な維持管理業務を効率化するための取組みを検討します。

2. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

2-1. 道路施設の管理に対する基本方針

1級及び2級村道は、舗装率、改良率の向上を目指しますが、その他の村道については、各村道の必要性や整備水準等を再検証し、優先順位付けを行った上で計画的な改良及び修繕を図るものとします。また、日常の維持管理は、道路パトロールや定期点検のほか、村民等から寄せられる情報等により道路状況を把握することで、必要な対策を効率的かつ効果的に進めます。

2-2. 橋りょうの管理に対する基本方針

橋りょうについては、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な長寿命化対策を推進します。また、村職員による道路パトロール等により損傷状況を把握し、必要に応じた小規模修繕対策を行うことで、通行の安全性を確保します。

2-3. 公園の管理に対する基本方針

村民の安全な公園利用を推進するため、長寿命化計画を策定し、計画的な長寿命化対策を推進します。また、遊具や照明設備等の損傷状況を定期的に把握するため、村職員による定期的な点検を実施します。

その他、村民による公園の自主管理を促進するため、清掃や除草等の活動を奨励します。

2-4. 上水道施設の管理に関する基本的な方針

既存施設については、優先順位をつけて計画的に施設・設備等の改修、老朽配水管の更新（耐震対応）事業を実施します。また、第4次拡張計画を基に事業を推進するとともに、必要に応じて浄水場の統廃合や計画給水人口などの見直しをすることも検討していきます。

2-5. 下水道施設の管理に関する基本的な方針

公共下水道は、地域再生計画に基づき、平成31(2019)年度まで管きよ整備を推進し、整備完了を目指します。さらに、公共下水道への接続率の向上を図るとともに、管きよの耐震性強化、定期的な点検及び計画的な修繕の実施により適切な維持管理に努め、管きよの長寿命化を図ります。

農業集落排水は、接続率の向上を図るとともに、処理場、排水管きよの耐震性強化、定期的な点検や計画的な修繕の実施により適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

2-6. 農業用水渇水対策給水施設の管理に関する基本的な方針

農業用水渇水対策給水施設は、上越新幹線榛名トンネル建設工事に伴う農業用水渇水に対する農業用水及び上水道水源の併用施設として昭和50(1975)年度に建設され、42年を経過し、老朽化が進行している状況であり、引き続き、計画的な長寿命化対策による適正な維持管理を行うとともに、農業用水と上水道計画の整合性、電気料の削減及び耐震強化を考慮した新たな施設整備計画を策定します。

第8章 推進方策

1. 計画期間における管理目標

今後40年間における中長期的な財政見通しと更新費用について、公共建築物では約41.3億円、インフラ施設では約66.9億円の財源が不足すると推計しています。

本村では、こうした財源不足に対して、主に施設の長寿命化、質・量の最適化及び省エネルギー化を推進することによるトータルコストの低減と、受益者負担の見直し及び資産活用による財源のボトムアップを図ることで不足財源の解消を目指します。

2. フォローアップの実施方針

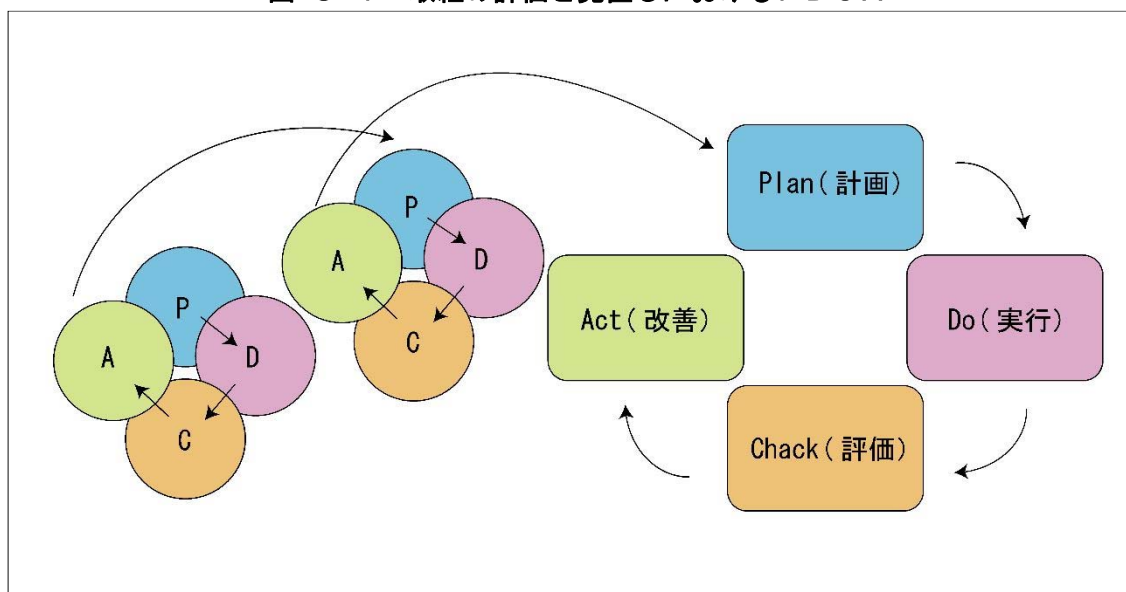
2-1. 庁内の実施体制

計画の推進にあたっては、進行管理を所管する所属において、計画の進捗状況や維持管理状況等に関する情報を一元的に管理するとともに、庁内で連携したマネジメント体制を構築することで、実効性と持続性を確保します。

2-2. 取組の評価と見直し

本計画は40年と長期的な取組であるため、PDCAサイクルの適切な運用と、5年に1度の進捗及び取組評価を行うことで、計画の持続性を確保するとともに、進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画の見直しを図ることで実効性を確保します。進捗・取組評価は、庁内委員会等を組織し行います。

図 8-1 取組の評価と見直しにおけるPDCA



2-3. 情報共有

公共施設の最適化等を進めるにあたっては、施設を利用する村民等の意見を十分に踏まえながら検討します。また、本計画の進捗及び取組評価の結果は、積極的に公表します。

3. 予算の平準化に関する検討

計画における検討を通して、維持管理コストを踏まえた財源を予測し、公共施設等の適正な維持管理を実現するよう努めます。

ただし、公共施設等の更新時期が集中する年度においては、十分な予算を確保することが困難であることから、点検結果等を踏まえ、更新時期の前倒しや先延ばしの判断を行いながら、予算の平準化について検討します。

4. 個別計画策定の推進

本計画は、インフラを含む公共施設に関する総合的な管理計画であり、今後は、本計画に基づき、住宅、道路、公園、上水道、下水道等について個別の長寿命化計画を策定することで、きめ細やかな長寿命化対策を推進します。

また、本計画が5年に1度見直されることを踏まえ、各個別計画についても本計画との整合性を考慮し、5年に1度の割合で進捗及び取組評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

資料編

1. 榛東村公共施設一覧

■ 住民文化系施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積(m ²)	構造	所轄部署
1	中央公民館	山子田 797-1	1973	974.85	R C	教育委員会
2	中央公民館 物置	山子田 797-1	1973	26.71	鉄骨造	教育委員会
3	南部コミュニティセンター①	広馬場 1088	1992	1,235.39	鉄骨造	教育委員会
4	南部コミュニティセンター②	広馬場 1088	2015	55.08	鉄骨造	教育委員会
5	長岡集会所	長岡 457-1	1973	240.13	木造	教育委員会
6	萱場集会所	新井 3341-11	1976	137.47	木造	教育委員会
7	笹熊集会所	新井 2852	1985	154.85	木造	教育委員会
8	宮室集会所	広馬場 597-1	1980	154.85	木造	教育委員会
9	下ノ前集会所	広馬場 353-6	1978	159.82	木造	教育委員会
10	上野集会所	広馬場 2978	1983	154.03	木造	教育委員会
11	集会所(旧ささえの家)	山子田 797-1	2014	20.40	木造	健康保険課
12	第1区コミュニティセンター①	長岡 515-3	1985	137.70	鉄骨造	総務課
13	第1区コミュニティセンター②	長岡 515-3	1985	17.22	木造	総務課
14	第2区コミュニティセンター	長岡 280	1984	175.59	鉄骨造	総務課
15	第3区コミュニティセンター	長岡 1097-1	2000	207.36	鉄骨造	総務課
16	第4区コミュニティセンター	山子田 1425	1983	161.07	鉄骨造	総務課
17	第5区コミュニティセンター	山子田 127-1	1980	172.20	鉄骨造	総務課
18	第6区コミュニティセンター	山子田 839-2	1994	176.50	鉄骨造	総務課
19	第7区コミュニティセンター	山子田 2529-7	1987	185.22	鉄骨造	総務課
20	第8区コミュニティセンター	新井 261-1	1988	147.24	鉄骨造	総務課
21	第9区コミュニティセンター	新井 1455-2	1982	350.24	R C	総務課
22	第10区コミュニティセンター	新井 3298-2	1997	217.89	鉄骨造	総務課
23	第11区コミュニティセンター	新井 3487-1	1978	170.91	木造一部鉄骨	総務課
24	第13区コミュニティセンター	広馬場 2580-5	1989	147.36	鉄骨造	総務課
25	第14区コミュニティセンター	広馬場 1378-4	1986	138.92	鉄骨造	総務課
26	第15区コミュニティセンター	広馬場 709-1	1996	186.84	鉄骨造	総務課
27	第16区コミュニティセンター①	広馬場 82-2	2014	6.54	鉄骨造	総務課
28	第16区コミュニティセンター②	広馬場 82-2	1990	147.36	鉄鋼造	総務課
29	第17区コミュニティセンター	広馬場 1706	1993	157.27	鉄鋼造	総務課
30	第18区コミュニティセンター	広馬場 2096-3	1981	203.22	木造一部鉄骨	総務課
31	第19区コミュニティセンター	広馬場 3918-2	1995	145.80	鉄骨造	総務課
32	第20区コミュニティセンター	新井 2901-12	1998	281.52	鉄骨造	総務課
33	第21区コミュニティセンター	新井 2328-4	1994	147.36	鉄骨造	総務課

■ 社会教育系施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積(m ²)	構造	所轄部署
1	耳飾り館	山子田 1912	1993	979.80	鉄骨造	教育委員会
2	隣保館(楽集センター)	山子田 2035-1	2004	460.26	鉄骨造	住民生活課

■ スポーツ・レクリエーション系施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積(m ²)	構造	所轄部署
1	総合グラウンド物置	山子田 2037	2005	45.47	軽量鉄骨	教育委員会
2	総合グラウンド野球場ダックアウト	山子田 2037	2005	20.40	軽量鉄骨	教育委員会
3	総合グラウンド日除シェルター	山子田 2037	2005	41.80	軽量鉄骨	教育委員会
4	総合グラウンド芝生広場内トイレ	山子田 2037	2004	33.59	軽量鉄骨	教育委員会
5	総合グラウンド更衣室	山子田 2037	2009	65.89	鉄骨	教育委員会
6	総合グラウンド四阿	山子田 2037	2004	16.00	鉄骨	教育委員会
7	総合グラウンド公衆便所	山子田 2037	2005	29.33	木造	教育委員会
8	総合グラウンド放送室	山子田 2037	2005	14.70	軽量鉄骨	教育委員会
9	村民プール管理棟	新井 685-18	1975	87.48	R C	教育委員会
10	村民プール機械棟	新井 685-18	1975	7.77	C B	教育委員会
11	地区体育館	新井 597-1	2007	648.76	鉄骨造	教育委員会
12	スポーツアリーナ	山子田 2020-1	2005	3,344.75	R C	教育委員会
13	社会体育施設等管理棟	山子田 2046-2	2012	52.17	木造	教育委員会
14	しんとうワイナリー	山子田 1972-4	1992	510.43	鉄骨造	産業振興課
15	しんとうワイナリー屋外トイレ	山子田 1972-4	1998	39.00	木造	産業振興課
16	しんとうワイナリー試飲所	山子田 1972-4	1998	217.48	鉄骨造	産業振興課
17	しんとう温泉ふれあい館	新井 507-3	1995	1,370.05	S R C	住民生活課
18	しんとう温泉ふれあい館機械室	新井 507-3	1995	77.00	C B	住民生活課
19	しんとう温泉ふれあい館足湯棟	新井 507-3	2010	57.27	木造	住民生活課

※総合グラウンド野球場ダックアウトは、1塁側と3塁側の2施設を合計した値である。

■ 産業系施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積(m ²)	構造	所轄部署
1	旧教育委員会庁舎 商工会貸付施設	山子田 797-1	1990	174.28	鉄骨造	企画財政課

■ 行政系施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積(m ²)	構造	所轄部署
1	役場庁舎	新井 790-1	2009	4,629.47	鉄骨造	総務課
2	役場庁舎車庫	新井 790-1	2009	294.61	鉄骨造	総務課
3	役場庁舎駐輪場	新井 790-1	2009	8.53	軽量鉄骨	総務課
4	役場庁舎防災倉庫	新井 790-1	2009	9.60	プレハブ	総務課
5	旧役場庁舎公衆便所	山子田 1258-1	1999	8.52	R C	総務課
6	旧役場庁舎物置①	山子田 1258-1	1987	48.60	木造	総務課
7	旧役場庁舎物置②	山子田 1258-1	2011	99.00	不詳	総務課
8	ストックハウス	山子田 1256-1	2011	20.15	鉄骨造	住民生活課
9	消防団詰所(第1分団)	山子田 1260-3	2014	99.90	R C	総務課
10	消防団詰所(第2分団)	長岡 1136-1	1998	81.90	鉄骨造	総務課
11	消防団詰所(第3分団)	新井 1737-1	1998	108.88	鉄骨造	総務課
12	消防団詰所(第4分団)	広馬場 1726-1	2004	89.27	鉄骨造	総務課

■ 学校教育系施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所轄部署
1	北小学校校舎①	山子田 1261	1981	1,681.00	R C	教育委員会
2	北小学校体育館	山子田 1261	1982	1,315.08	鉄骨造	教育委員会
3	北小学校ポンプ室	山子田 1261	1982	9.00	R C	教育委員会
4	北小学校物置	山子田 1261	1982	27.00	木造	教育委員会
5	北小学校校舎②	山子田 1261	1982	3,085.00	R C	教育委員会
6	北小学校運動場倉庫	山子田 1261	1987	38.00	木造	教育委員会
7	北小学校プール専用付属室	山子田 1261	1998	83.00	不詳	教育委員会
8	南小学校校舎①	広馬場 1142	1978	3,606.00	R C	教育委員会
9	南小学校校舎②	広馬場 1142	1998	437.00	R C	教育委員会
10	南小学校プロパン庫	広馬場 1142	1978	9.00	不詳	教育委員会
11	南小学校体育舎	広馬場 1142	1978	32.00	不詳	教育委員会
12	南小学校器具庫	広馬場 1142	2015	30.80	不詳	教育委員会
13	南小学校渡り廊下	広馬場 1142	2015	26.54	不詳	教育委員会
14	南小学校プール	広馬場 1142	2014	95.40	不詳	教育委員会
15	南小学校体育館	広馬場 1142	2015	1,121.10	S R C	教育委員会
16	南小学校トイレ	広馬場 1142	1998	7.00	不詳	教育委員会
17	南小学校特別教室棟	広馬場 1142	2004	820.00	R C	教育委員会
18	榛東中学校運動場倉庫	新井 598-1	2012	20.00	R C	教育委員会
19	榛東中学校外トイレ	新井 598-1	2012	6.00	R C	教育委員会
20	榛東中学校物置	新井 598-1	2012	23.00	R C	教育委員会
21	榛東中学校プール	新井 598-1	1993	116.00	不詳	教育委員会
22	榛東中学校校舎 (特別教室棟)	新井 598-1	1983	1,695.00	R C	教育委員会
23	榛東中学校物置	新井 598-1	1994	32.00	R C	教育委員会
24	榛東中学校校舎①	新井 598-1	2012	3,042.00	R C	教育委員会
25	榛東中学校校舎②	新井 598-1	2012	1,992.00	R C	教育委員会
26	榛東中学校体育館	新井 598-1	2000	1,840.00	R C	教育委員会
27	学校給食センター	新井 685	1987	726.00	鉄骨造	教育委員会

■ 公営住宅

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所轄部署
1	北野住宅	長岡 1695	1978	588.60	R C	建設課
2	中野住宅	山子田 1970-4	1979	360.84	R C	建設課
3	南野住宅	山子田 2057-1	1980	481.12	R C	建設課
4	下ノ前住宅A	広馬場 375-1 他	1975	266.76	R C	建設課
5	下ノ前住宅B	広馬場 375-1 他	1976	276.00	R C	建設課
6	下ノ前住宅C	広馬場 375-1 他	1977	276.00	R C	建設課
7	新井住宅 A(1種)	新井 2427	1986	278.20	木造	建設課
8	新井住宅 B(1種)	新井 2427	1987	417.30	木造	建設課
9	新井住宅 A(2種)	新井 2427	1986	266.20	木造	建設課
10	新井住宅 B(2種)	新井 2427	1987	266.20	木造	建設課

■ 子育て支援施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所轄部署
1	北幼稚園園舎	山子田 1261	1979	559.48	R C	教育委員会
2	北幼稚園倉庫 1	山子田 1261	2012	6.60	不詳	教育委員会
3	北幼稚園倉庫 2	山子田 1261	2014	20.63	S造	教育委員会
4	北幼稚園預かり保育室	山子田 1261	2014	82.21	S造	教育委員会
5	南幼稚園園舎 1	広馬場 1143-1	1985	465.95	R C	教育委員会
6	南幼稚園園舎 2	広馬場 1143-1	2002	161.00	S造	教育委員会
7	南幼稚園園舎 3	広馬場 1143-1	1993	81.00	S造	教育委員会
8	南幼稚園倉庫	広馬場 1143-1	2014	15.40	S造	教育委員会
9	北部保育園園舎・テラス	長岡 1109	2005	1,054.11	R C	住民生活課
10	北部保育園プロパン庫	長岡 1109	2005	8.10	不詳	住民生活課
11	北部保育園物置	長岡 1109	2005	24.00	木造	住民生活課
12	南部保育園園舎	広馬場 1763-1	2001	935.26	R C	住民生活課
13	南部保育園プロパン庫	広馬場 1763-1	2001	8.10	鉄骨造	住民生活課
14	南部保育園物置	広馬場 1763-1	2001	23.18	木造	住民生活課
15	北部第二・第三学童保育所	山子田 1260-2	1990	210.80	鉄骨造	住民生活課
16	南部第一学童保育所	広馬場 1156-1	2014	131.36	鉄骨造	住民生活課
17	南部第二学童保育所	広馬場 1156-1	2000	131.36	鉄骨造	住民生活課
18	児童館	長岡 114-4	1983	257.58	R C	住民生活課

■ 保健・福祉施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所轄部署
1	下新井高齢者生活支援センター	新井 2870-83 他	1979	201.34	鉄骨造	健康保険課
2	榛東村デイサービスセンター	新井 507-3 他	1995	458.00	S R C	健康保険課
3	保健相談センター	新井 793-2	2007	945.13	R C	健康保険課
4	総合福祉センター (ささえの家)	新井 789-3	2007	598.24	木造	健康保険課

■ 公園

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所轄部署
1	ふるさと公園ふるさと館	山子田 1920-1	1988	198.70	S R C	産業振興課
2	ふるさと公園レストガーデン	山子田 1920-1	1988	260.00	木造	産業振興課
3	ふるさと公園野外ステージ	山子田 1920-1	1989	150.00	鉄骨造	産業振興課
4	ふるさと公園公衆便所 1	山子田 1920-1	1989	48.40	木造	産業振興課
5	ふるさと公園公衆便所 2	山子田 1920-1	1989	29.80	木造	産業振興課
6	創造の森森の恵みを食す小屋	上野原 2	1995	82.81	木造	産業振興課
7	創造の森管理棟	上野原 2	1993	148.00	木造	産業振興課
8	創造の森炊事棟	上野原 2	1993	33.52	木造	産業振興課
9	創造の森便所	上野原 2	1993	37.00	木造	産業振興課
10	新井緑地公園倉庫	新井 1523	2014	50.51	木造	建設課
11	南部公園倉庫	広馬場 1073-1	2011	43.27	軽量鉄骨造	建設課
12	茅野遺跡公園便所	長岡 1288	2006	44.17	木造	教育委員会
13	茅野遺跡公園四阿	長岡 1288	2006	16.00	軽量鉄骨	教育委員会

■ 上水道施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所轄部署
1	北部浄水場管理棟	山子田 1922-2	1972	35.00	R C	上下水道課
2	北部浄水場滅菌室	山子田 1922-2	1972	7.20	R C	上下水道課
3	北部浄水場ポンプ室	山子田 1922-2	1972	12.30	R C	上下水道課
4	南部浄水場管理棟	広馬場 2212-4	1971	48.00	R C	上下水道課
5	南部浄水場滅菌室	広馬場 2212-4	1971	3.40	R C	上下水道課
6	南部浄水場ポンプ室	広馬場 2212-4	1971	12.50	R C	上下水道課
7	桃泉浄水場滅菌室	新井 3797-7 他	1977	11.25	C B	上下水道課
8	長岡浄水場管理棟	上野原 2-1	1976	108.00	R C	上下水道課
9	長岡浄水場滅菌室	上野原 2-1	1983	11.20	R C	上下水道課
10	中央配水池管理棟	新井 3514-2	1983	42.00	R C	上下水道課
11	梨子木平浄水場管理棟	長岡 1198-2、-3	1997	89.50	鉄骨	上下水道課
12	新井浄水場管理棟	新井 2094-2	1976	108.00	R C	上下水道課
13	新井浄水場倉庫棟	新井 2094-2	2005	34.00	R C	上下水道課
14	新長岡浄水場	上野原 2-13 の一部	2012	31.05	R C	上下水道課
15	南部浄水場 P C 配水場管理棟	広馬場 3589-2	2008	31.05	R C	上下水道課
16	北部第 2 揚水機場	長岡 2000、2002-他	1974	28.00	R C	上下水道課
17	北部第 3 揚水機場	上野原吾妻山 1-3	1974	34.00	R C	上下水道課
18	長岡揚水機場	長岡 1430-1	1974	59.10	R C	上下水道課
19	下新井揚水機場	新井 2245-4	1974	90.00	R C	上下水道課
20	南部第 2 揚水機場	新井 953-4	1974	34.00	R C	上下水道課

■ 下水道施設

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所轄部署
1	長岡地区農業集落排水処理場	長岡 1-2	2005	524.68	R C	上下水道課
2	広馬場地区農業集落排水処理場	広馬場 767-1	2011	564.20	R C	上下水道課

■ その他

No	建物名称	所在地	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	所轄部署
1	農産物直売所	山子田 1920-1	1994	198.74	木造	産業振興課
2	桃泉稚蚕飼育所	新井 3766-3	1978	382.10	木造	産業振興課
3	山子田稚蚕飼育所	山子田 962-1	1980	726.13	R C、鉄骨	産業振興課
4	榛東農協人工飼料稚蚕飼育所	広馬場 1901-1 他	1988	495.12	R C	産業振興課
5	エノキ栽培施設	新井 2588-1 他	1987	1,274.00	鉄骨造	産業振興課
6	榛名しめじ栽培施設	山子田 1934-2	1988	943.54	R C	産業振興課
7	農畜産物処理加工施設	山子田 1972-1	1993	310.20	R C	産業振興課
8	宮室市民農園休憩所	広馬場 793	2002	39.74	木造	産業振興課
9	宮室市民農園トイレ	広馬場 793	2002	16.40	木造	産業振興課
10	北原市民農園休憩所	新井 2844	1995	19.44	木造	産業振興課
11	北原市民農園トイレ	新井 2844	1995	8.63	木造	産業振興課

2. 公共施設等修繕・更新費用推計結果

(1) 試算条件

公共建築物の更新周期や単価については、総務省監修の「公共施設等更新費用試算ソフト」における標準単価・標準更新周期を用いており、更新周期は大規模修繕を30年、建替を60年、更新単価は類型分類別に設定しています。

■ 類型別大規模修繕・更新費用設定単価

(単位：千円/㎡)

類型	維持補修	更新単価	類型	修繕補修	更新単価
市民文化系施設	250	400	行政系施設	250	400
社会教育系施設	250	400	公営住宅	170	280
スポ・レク系施設	200	360	公園	170	330
産業系施設	250	400	上水道施設	200	360
学校教育系施設	250	330	下水道施設	200	360
子育て支援施設	170	330	その他	200	360
保健・福祉施設	200	360			

インフラ施設の更新周期や単価については、総務省監修の「公共施設等更新費用試算ソフト」における標準単価・標準更新周期を用いており、更新周期は以下のとおりとなります。なお、公園・グラウンドに関しては、総務省監修の「公共施設等更新費用試算ソフト」の推計条件に含まれていないため、本推計には含んでおりません。

■ インフラ施設別更新費用設定単価

インフラ		更新周期	更新単価
道路		15年	47千円/㎡
橋りょう	PC橋	60年	425千円/㎡
	鋼橋		500千円/㎡
上水道	導水管：300mm未満	40年	100千円/m
	導水管：300mm以上		114千円/m
	送水管：300mm未満		100千円/m
	送水管：300mm以上		114千円/m
	配水管：150mm以下		97千円/m
	配水管：200mm以下		100千円/m
	配水管：250mm以下		103千円/m
	配水管：300mm以下		106千円/m
公共下水道	管径：～250mm	50年	60千円/m
	管径：251mm～500mm		116千円/m
	管径：501mm～1000mm		295千円/m
農業集落排水	管径：～250mm	50年	60千円/m

以上の条件設定に従い、各施設の整備年度をもとに、計画期間における維持修繕及び更新年度を推定するとともに、延床面積と更新単価の積の積み上げにより費用を算定しています。

(2) 建築物の計画期間における年度別維持修繕・更新費用の内訳

(面積：㎡、費用：千円)

修繕単価	大規模修繕						大規模修繕の時期を逃した建築物の修繕費用	単年更新費用	大規模修繕費用累計	建替え費用累計	累計更新費用
	大規模修繕			建替え							
	対象棟数	対象面積	修繕費用	対象棟数	対象面積	更新費用					
積み残し	49	18,272	3,327,956				3,327,956				
平成 29 年度	7	2,916	549,475	0	0	0	332,796	882,271	0	882,271	
平成 30 年度	5	2,084	412,421	0	0	0	332,796	1,627,487	0	1,627,487	
平成 31 年度	10	1,270	299,322	0	0	0	332,796	2,259,604	0	2,259,604	
平成 32 年度	4	814	186,626	0	0	0	332,796	2,779,026	0	2,779,026	
平成 33 年度	1	207	51,840	0	0	0	332,796	3,163,661	0	3,163,661	
平成 34 年度	3	2,726	655,884	0	0	0	332,796	4,152,340	0	4,152,340	
平成 35 年度	6	726	132,678	0	0	0	332,796	4,617,814	0	4,617,814	
平成 36 年度	2	231	45,188	0	0	0	332,796	4,995,798	0	4,995,798	
平成 37 年度	6	2,016	400,702	0	0	0	332,796	5,729,295	0	5,729,295	
平成 38 年度	0	0	0	0	0	0	332,796	6,062,091	0	6,062,091	
平成 39 年度	1	90	17,900	0	0	0		6,079,991	0	6,079,991	
平成 40 年度	7	974	188,581	0	0	0		6,268,572	0	6,268,572	
平成 41 年度	1	9	2,130	0	0	0		6,270,702	0	6,270,702	
平成 42 年度	2	1,971	335,131	0	0	0		6,605,833	0	6,605,833	
平成 43 年度	3	967	164,312	3	55	19,620		6,770,145	19,620	183,932	
平成 44 年度	3	217	38,598	3	64	23,004		6,808,743	42,624	61,602	
平成 45 年度	0	0	0	3	1,242	496,676		6,808,743	539,300	496,676	
平成 46 年度	5	1,419	286,701	6	417	157,116		7,095,443	696,416	443,817	
平成 47 年度	12	5,141	995,682	5	889	319,679		8,091,125	1,016,095	1,315,361	
平成 48 年度	2	60	10,229	5	791	274,456		8,101,354	1,290,551	284,685	
平成 49 年度	2	1,594	318,778	4	1,061	366,932		8,420,132	1,657,483	685,710	
平成 50 年度	0	0	0	6	4,778	1,569,802		8,420,132	3,227,285	1,569,802	
平成 51 年度	6	5,025	1,253,036	4	1,259	413,226		9,673,167	3,640,511	1,666,262	
平成 52 年度	1	57	11,454	4	1,547	532,148		9,684,621	4,172,660	543,602	
平成 53 年度	4	727	149,983	3	3,143	1,047,602		9,834,605	5,220,262	1,197,586	
平成 54 年度	7	5,142	875,666	3	3,121	1,029,930		10,710,271	6,250,192	1,905,596	
平成 55 年度	0	0	0	5	2,160	725,115		10,710,271	6,975,307	725,115	
平成 56 年度	8	516	97,312	0	0	0		10,807,582	6,975,307	97,312	
平成 57 年度	4	1,234	214,105	2	621	215,704		11,021,687	7,191,011	429,808	
平成 58 年度	0	0	0	3	692	211,376		11,021,687	7,402,387	211,376	
平成 59 年度	0	0	0	7	2,916	979,900		11,021,687	8,382,287	979,900	
平成 60 年度	0	0	0	5	2,084	744,025		11,021,687	9,126,312	744,025	
平成 61 年度	0	0	0	10	1,270	492,150		11,021,687	9,618,462	492,150	
平成 62 年度	0	0	0	4	814	310,828		11,021,687	9,929,290	310,828	
平成 63 年度	0	0	0	1	207	82,944		11,021,687	10,012,234	82,944	
平成 64 年度	0	0	0	3	2,726	1,069,831		11,021,687	11,082,064	1,069,831	
平成 65 年度	0	0	0	6	726	248,794		11,021,687	11,330,858	248,794	
平成 66 年度	0	0	0	2	231	82,106		11,021,687	11,412,964	82,106	
平成 67 年度	0	0	0	6	2,016	723,251		11,021,687	12,136,215	723,251	
平成 68 年度	0	0	0	0	0	0		11,021,687	12,136,215	0	

(3) インフラ施設の計画期間における年度別維持修繕・更新費用の内訳

(費用：千円)

	単年更新費用				単年更新費用	累計更新費用
	道路	橋りょう	上水道	下水道		
平成 29 年度	300,243	27,835	303,132	0	631,210	631,210
平成 30 年度	300,243	17,850	303,132	0	621,225	1,252,435
平成 31 年度	300,243	24,195	303,132	0	627,570	1,880,005
平成 32 年度	300,243	3,774	303,132	0	607,149	2,487,154
平成 33 年度	300,243	9,218	303,132	0	612,593	3,099,748
平成 34 年度	300,243	19,805	303,132	0	623,180	3,722,928
平成 35 年度	300,243	9,308	303,132	0	612,683	4,335,610
平成 36 年度	300,243	3,672	303,132	0	607,047	4,942,657
平成 37 年度	300,243	12,538	303,132	0	615,913	5,558,570
平成 38 年度	300,243	50,558	303,132	0	653,933	6,212,503
平成 39 年度	300,243	14,382	303,132	0	617,757	6,830,260
平成 40 年度	300,243	31,025	303,132	0	634,400	7,464,660
平成 41 年度	300,243	18,573	303,132	0	621,948	8,086,607
平成 42 年度	300,243	54,009	303,132	0	657,384	8,743,991
平成 43 年度	300,243	42,628	303,132	0	646,003	9,389,994
平成 44 年度	300,243	84,044	303,132	0	687,419	10,077,412
平成 45 年度	300,243	146,694	303,132	0	750,069	10,827,481
平成 46 年度	300,243	45,560	303,132	0	648,935	11,476,416
平成 47 年度	300,243	378,363	303,132	0	981,738	12,458,154
平成 48 年度	300,243	76,925	303,132	0	680,300	13,138,454
平成 49 年度	300,243	53,746	303,132	0	657,121	13,795,574
平成 50 年度	300,243	155,135	303,132	0	758,510	14,554,084
平成 51 年度	300,243	126,135	303,132	0	729,510	15,283,594
平成 52 年度	300,243	59,946	303,132	0	663,321	15,946,915
平成 53 年度	300,243	69,135	303,132	6,024	678,534	16,625,449
平成 54 年度	300,243	50,830	303,132	84,821	739,026	17,364,474
平成 55 年度	300,243	128,794	303,132	140,180	872,349	18,236,823
平成 56 年度	300,243	95,123	303,132	116,591	815,089	19,051,912
平成 57 年度	300,243	34,200	303,132	312,685	950,260	20,002,172
平成 58 年度	300,243	82,820	303,132	81,074	767,268	20,769,440
平成 59 年度	300,243	36,244	303,132	85,082	724,701	21,494,141
平成 60 年度	300,243	74,690	303,132	109,437	787,502	22,281,643
平成 61 年度	300,243	17,850	303,132	152,608	773,833	23,055,475
平成 62 年度	300,243	96,964	303,132	581,514	1,281,852	24,337,328
平成 63 年度	300,243	44,965	303,132	572,775	1,221,115	25,558,443
平成 64 年度	300,243	23,396	303,132	568,788	1,195,559	26,754,002
平成 65 年度	300,243	81,932	303,132	108,744	794,051	27,548,052
平成 66 年度	300,243	31,684	303,132	160,302	795,361	28,343,413
平成 67 年度	300,243	34,047	303,132	154,056	791,478	29,134,891
平成 68 年度	300,243	39,950	303,132	1,054,126	1,697,451	30,832,342

(4) 建築物＋インフラ施設の計画期間における年度別維持修繕・更新費用

(費用：千円)

	建築物		インフラ		合計	
	単年更新費用	累計更新費用	単年更新費用	累計更新費用	単年更新費用	累計更新費用
平成 29 年度	882,271	882,271	631,210	631,210	1,513,481	1,513,481
平成 30 年度	745,217	1,627,487	621,225	1,252,435	1,366,442	2,879,922
平成 31 年度	632,117	2,259,604	627,570	1,880,005	1,259,687	4,139,609
平成 32 年度	519,422	2,779,026	607,149	2,487,154	1,126,571	5,266,180
平成 33 年度	384,636	3,163,661	612,593	3,099,748	997,229	6,263,409
平成 34 年度	988,679	4,152,340	623,180	3,722,928	1,611,859	7,875,268
平成 35 年度	465,474	4,617,814	612,683	4,335,610	1,078,156	8,953,424
平成 36 年度	377,984	4,995,798	607,047	4,942,657	985,031	9,938,455
平成 37 年度	733,497	5,729,295	615,913	5,558,570	1,349,410	11,287,865
平成 38 年度	332,796	6,062,091	653,933	6,212,503	986,729	12,274,593
平成 39 年度	17,900	6,079,991	617,757	6,830,260	635,657	12,910,250
平成 40 年度	188,581	6,268,572	634,400	7,464,660	822,981	13,733,231
平成 41 年度	2,130	6,270,702	621,948	8,086,607	624,078	14,357,309
平成 42 年度	335,131	6,605,833	657,384	8,743,991	992,515	15,349,824
平成 43 年度	183,932	6,789,765	646,003	9,389,994	829,934	16,179,758
平成 44 年度	61,602	6,851,367	687,419	10,077,412	749,021	16,928,779
平成 45 年度	496,676	7,348,043	750,069	10,827,481	1,246,745	18,175,524
平成 46 年度	443,817	7,791,859	648,935	11,476,416	1,092,752	19,268,275
平成 47 年度	1,315,361	9,107,220	981,738	12,458,154	2,297,098	21,565,373
平成 48 年度	284,685	9,391,905	680,300	13,138,454	964,985	22,530,358
平成 49 年度	685,710	10,077,615	657,121	13,795,574	1,342,831	23,873,189
平成 50 年度	1,569,802	11,647,417	758,510	14,554,084	2,328,312	26,201,501
平成 51 年度	1,666,262	13,313,679	729,510	15,283,594	2,395,772	28,597,273
平成 52 年度	543,602	13,857,281	663,321	15,946,915	1,206,924	29,804,196
平成 53 年度	1,197,586	15,054,867	678,534	16,625,449	1,876,119	31,680,316
平成 54 年度	1,905,596	16,960,463	739,026	17,364,474	2,644,622	34,324,937
平成 55 年度	725,115	17,685,578	872,349	18,236,823	1,597,464	35,922,401
平成 56 年度	97,312	17,782,890	815,089	19,051,912	912,401	36,834,802
平成 57 年度	429,808	18,212,698	950,260	20,002,172	1,380,068	38,214,870
平成 58 年度	211,376	18,424,074	767,268	20,769,440	978,644	39,193,515
平成 59 年度	979,900	19,403,974	724,701	21,494,141	1,704,601	40,898,115
平成 60 年度	744,025	20,147,999	787,502	22,281,643	1,531,526	42,429,641
平成 61 年度	492,150	20,640,149	773,833	23,055,475	1,265,983	43,695,624
平成 62 年度	310,828	20,950,977	1,281,852	24,337,328	1,592,680	45,288,305
平成 63 年度	82,944	21,033,921	1,221,115	25,558,443	1,304,059	46,592,363
平成 64 年度	1,069,831	22,103,752	1,195,559	26,754,002	2,265,390	48,857,753
平成 65 年度	248,794	22,352,545	794,051	27,548,052	1,042,844	49,900,597
平成 66 年度	82,106	22,434,652	795,361	28,343,413	877,467	50,778,065
平成 67 年度	723,251	23,157,902	791,478	29,134,891	1,514,728	52,292,793
平成 68 年度	0	23,157,902	1,697,451	30,832,342	1,697,451	53,990,244

榛東村公共施設等総合管理計画

発行 平成 29 年 3 月

編集 榛東村 企画財政課

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井 790 番地 1

電話 : 0279-54-2211(代表)

ホームページ : <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>